

<平成 28 年度修士論文（静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科）>

歴史まちづくり法による城下町の風致形成  
—担い手のつながりに着目して—

Conserving the Historical Environment in a Castle Town in accordance  
under the Law on the Maintenance and Improvement  
of Historic Landscape in a Community:  
To Focus on Partnerships within a Community

木村 彩乃 Ayano KIMURA

(論文指導：静岡文化芸術大学教授 松本茂章)

目 次

要旨.....	1
第 1 章 研究の目的と方法.....	3
第 2 章 歴史的町並み保全の歩み.....	6
第 3 章 滋賀県彦根市の取り組み.....	10
第 4 章 風致形成の取り組み.....	12
第 5 章 多様なつながり方.....	18
第 6 章 結論.....	22
参考文献.....	27
図表.....	29

## 要旨

本稿の目的は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」通称、歴史まちづくり法の認定都市を題材に、風致形成に取り組む担い手のつながり方を明らかにすることで、担い手がどのように関与しているのか実態を探ることである。

地域の課題に対処するには行政が公共性を独占するのではなく、市民や事業者が新しい担い手としての供給者となることが求められている。行動原理の異なる様々な関係組織が役割分担をし、行政・市民・事業者による水平的なネットワークを構築するための手段として、マルチパートナーシップが有効に働くのではないかと考えた。

歴史的建造物は都市景観および町並みを形成する重要な要素である。しかし歴史まちづくり法（2008）では、町並みを形成する建造物だけでなく人々による伝統的な営みまでも含めて歴史的風致として定義されている。本稿では、同法認定都市に最も多い城下町の中から初年度に認定された彦根市を対象として事例研究を行った。担い手のつながりは、はじめは個人の組織化、次に組織間では地縁的組織と志縁的組織、志縁的組織同士、そして組織と行政のつながりへと徐々につながりが広がっていく水平的ネットワークが構築されていることがわかった。そこでマルチパートナーシップの視点から、担い手のつながり方、および機能するための条件として、①多様な主体が協議の場を持つこと、②資源や能力を確認すること、③役割分担をすること、④活動を組織化すること、の4点をそれぞれ明らかにした。

以上、事例研究を通して、4条件が機能するために、①地縁的組織と志縁的組織で人材が共有されていること、②市職員が志縁的組織に所属していること、③地縁的組織と志縁的組織の両方で活動の拠点があることの3つの要素が担い手に求められると考えた。

キーワード：歴史まちづくり法 マルチパートナーシップ 歴史的風致

## **Abstract**

The purpose of this paper is to show how those people maintaining and improving historic environment built partnerships amongst themselves. The author focused on a city which relevant government agencies had approved under the Law on the Maintenance and Improvement of Historic Landscape in a Community (as following LHLC). It is an important element that civil services, citizens, and companies establish equal partnerships called “Multi-Partnership” in this paper.

It is said when people maintain an historic environment, they need to conserve both historic buildings and intangible operations. The author identified that a partnership in Hikone had been approved as a castle town by the LHLC in 2009. A castle town is the biggest group in the LHLC.

Through a view from “Multi-Partnership”, the author analyzed the partnership along civil services, citizens, and companies actions together maintain and improve the historic environment in Hikone, and clarified four conditions working well to conserve actions. In according, it was to show that those people who conserve the historic environment had three features; ① at least a person belongs both local communities and dedicated communities, ②civil services join in dedicated communities, and ③ they have their own action bases of local communities and dedicated communities.

Keywords : Law on the Maintenance and Improvement of Historic Landscape in a Community, Multi-Partnership, historic environment

## 第1章 研究の目的と方法

### 1-1 研究目的と背景

本稿の目的は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」通称、歴史まちづくり法（以降、歴史まちづくり法とする）に認定された都市を対象に、風致形成に取り組む担い手たちがどのようにつながりを持ち、いかなる活動を行ってきたのかについて、実態を明らかにすることである。身近な地域社会は日常生活の中で作動しているが、その機能を維持していくことへの課題や新たに生じる地域の課題など、常にさまざまな課題に直面している現状にある。このような諸課題の解決に向けて、担い手たちが関係性を構築していること、また、解決のための過程に関わっていくことが地域課題を担っていく意義だと考えられる（新川 2015）。

これまでの文化財保護は、都市計画や農村計画とは調和せず、独自の狭い領域で動いてきた。しかし、近年では地域における歴史的な建造物や町並み景観を活かしたまちづくりが盛んに行われてきたことによって、文化財保護とまちづくりが関連し始めており、両者の領域が広がりつつある。町並みや景観保全のきっかけは、1960年代高度成長期に伴う国土開発や都市開発が次々と進められていく中で、いわゆる古都と呼ばれる都市の歴史的環境を守ろうとする地域住民による反対運動が起きたことであった。1970年代になると、京都、奈良、鎌倉の市民団体を中心とした「全国歴史的風土保存連盟」が結成された。「町並み保存連盟」が1974年に結成され、町並み景観の形成は市民主導により培われてきた。こうした全国的な歴史的町並み保存の動きを受けて、1975年、文化財保護法改正により新たな文化財の定義として「伝統的建造物群」が追加された。伝統的建造物群保存地区を保護していくためには市町村が自ら条例を制定することが必要となる。こうした流れから行政の課題として都市の景観整備が考慮されるようになり、各地方公共団体による景観条例制定の取り組みが1980年代に全国的に拡大した。そして、2004年に制定された景観法は、こうした地方公共団体による景観条例が進められていくうえで、景観の形成に関する基本理念や国や地方公共団体等の責務を明確

に規定する総合的な法律であった。さらに2008年には、歴史まちづくり法が制定された。同法の特徴は大きく2つある。1つには、国土交通省、文部科学省の外局である文化庁、および農林水産省による共管であること、2つには「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と人々の営みが一体となった良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、ハードだけではなくソフトまでも取り入れたことである。こうして規制策の色が強い景観法と補助金政策として活躍する歴史まちづくり法の両者はアメとムチの両輪の役割を果たしている（西村 2008）。

歴史まちづくり法では、歴史的風致の構成要素を建造物だけに留めるのではなく「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動<sup>1</sup>」も要素として定義しており、祭礼など年中行事や伝統的工芸技術に携わる人々の活動まで含んでいる。

このように町並み景観保全は行政によって次々と制度化されてきた。しかし、実際として取り組んでいくには、そこに住む人との合意形成が欠かせない。つまり町並みや景観保全を考えていくことは、必然的にその場所に住む人々の暮らしを考えなければならず、もっと広く地域コミュニティそのもののありかたを見つめなおすことが求められる。

### 1-2 研究方法と分析枠組み

そこで、歴史まちづくり法の概要と認定都市の現状を把握するため、研究は文献調査と事例の現地調査の2つを行った。文献調査については歴史的町並み保全の変遷や状況、及び歴史まちづくり法に関する文献資料や雑誌・新聞記事を収集したほか、インターネット検索を利用して関連原稿を探した。

事例の現地調査として、2016年5月から11月にかけて計12回、滋賀県彦根市を訪れた。彦根市を事例に選んだ理由は、①歴史まちづくり法認定都市の第1

<sup>1</sup> 歴史まちづくり法パンフレットによると「伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能に加え、鍛冶や大工、強度人形製作等の民俗技術等も含む。また、伝統的な特産物を主材料とする料理屋、地域の伝統的な技術や技能による物品の展示なども「歴史及び伝統を反映した人々の活動」と捉えることができる」と記載されている。

号であること、②認定数で最も多い城下町都市を対象としたこと、③歴史まちづくり法の計画実施に市民活動団体との連携がうたわれていたこと、による。文献調査と各団体のHPを参考にしつつ、現地では、活動する組織や団体の関係者、および市職員らを対象にヒアリング調査を行った。彦根で収集した資料は、2000年前後から現在にかけて風致形成に関する活動を記述した市役所や市民活動組織等によるものである。

歴史まちづくり法という法律と認定都市の現状把握を行うための視点として、マルチパートナーシップの理論を援用する。風致形成を地域の課題として捉え、風致形成に取り組む担い手の関係性に着目したためである。背景には公共サービスの供給者の変化にある。これまで従来型の公共サービスは国や地方公共団体によって供給されてきた。しかし、近年では、新たな公共サービスの担い手としてボランティア団体やNPO法人が登場してきたことがあげられる<sup>2</sup>。契機として1995年に大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災によるボランティア活動が活発化したことが大きい。受け手にとどまっていた市民自身が公共サービスの供給者へと変化したのである。このような公共性の担い手の考え方は「新しい公共」と呼ばれており、公共性概念の変化は、ガバメント（統治）からガバナンス（共治）への形態変化をもたらした<sup>3</sup>。ガバナンスの意味についてはさまざまな論述があるが、本稿ではガバナンス研究で知られる新川（2008）を参考とする。新川（2008）は、「ガバメントからガバナンスへの変化は地域づくりの視点にも変化をもたらす」と述べており、「地域における新しいガバナンスを考える視点がネットワーク型ガバナンス、すなわち地方公共団体中心から、多様で多元的な担い手によるまちづくりを考える視点へと変化した」と指摘する。

ガバナンスの実践的な活動の1つに、パートナーシップがある。これは異なる主体間の連携協力を意味しており、上記の「新しい公共」が機能するうえで欠かせないものである。パートナーシップは、日本においては行政とNPOの2者間連携として受け取られがちだ。一方で、志縁組織として生まれたNPOは、行政とのパートナーシップを常に意識していながらも、地域コミュニティあるいは伝統的な地縁的地域組織とのパートナーシップについては関心を寄せることが少なかった、とされる。こうした状況について、白石（2008）は「マルチパートナーシップが新たな価値創造へと結びつくための課題解決アプローチとなるためには、NPOが人々の参加（関与）と地域再生とをうまく結び付けられるかが鍵となる」と指摘した。

マルチパートナーシップは、まちづくりや地域づくりといった地域の課題に対処するために考えられた理論である。つまり、地域全体で課題に取り組んでいくためには行政とNPOの2者間関係にとどまらない。その特徴は主に4つある。①市民、NPO、地縁的組織、各種地域団体、事業者・企業、行政（国、地方）が協議の場を持つこと、②資源や能力を確認すること、③役割分担（負担の分担）を行うこと、④活動を組織化すること、というような課題解決のための構図（が求められる（新川2008））。そこで本稿では、課題解決に向けた4つの視点から考察を進めたい。また、考察を進めていく中で、たとえば①と③でいえば、地域住民の存在が、地縁的組織と志縁的組織の関係の構築において重要になってくるのではないかという考えに至った。そこで、地縁的組織と志縁的組織の関係性について見つめることで、担い手のかかわり方を具体的に検証していくこととする。

地縁的組織と志縁的組織の関係性について、櫻井（2006）は伝統的なコミュニティ組織の運営とNPO組織の経営や事業活動のあり方には相違があると述べている。両者には組織の存立構造に大きな違いがある。行政区等の伝統的コミュニティ組織（地縁的組織）は居住区によって、その属性が決定する無意図的参加であるのに対して、NPO（志縁的組織）は構成員自らの確固たる選択と意志表明に基づく参加である、としている。

<sup>2</sup> 「Non Profit Organization」の略称。民間非営利組織を指す。特定非営利活動促進法に基づくNPO法人は2016年1月時点で全国に約5万団体ある。

<sup>3</sup> 「新しい公共」についてはさまざまな議論が展開されているが、ここでは新川達郎「公共性概念の再構築とローカルガバナンス」白石克孝、新川達郎編（2008）『参加と協働の地域公共政策開発システム』日本評論社、pp.3-52をもとに考えている。

これら地縁的組織と志縁的組織について、住民自治や地域再生に向けた両者の新たな相互関連には2つの形がある、と櫻井は述べる。1つには、具体的な活動事業を通じて地域課題の克服やコミュニティづくりを担う人材の養成を図ること、2つには、地域型コミュニティそのもののNPO（法人）化を図ること、である<sup>4</sup>。

しかし、伝統的な地縁組織である町内会や自治会は数こそ減ってはいないが、組織加入率の低下、役員になる人材の不在、などに直面して組織存続に苦しんでいる(中田 2016)。こうした地縁組織の現実に対して、従来の組織が果たしてきた地域維持機能を継続していくために、コミュニティの再生を意識しつつ既存の組織を基盤とした新たなネットワーク型の組織が設置されはじめていることを指摘されている(新川 2015)。ネットワーク型組織として一定の規模を確保することができれば、財政基盤の確立が容易になり、ネットワークに参加する組織間の調整が可能となる。新たな地域の課題に対応する組織間連携や協働が生まれる可能性も高くなると考える。

また、新川(2008)は地域の「新しいガバナンス」のもとにおける自治体職員のあり方についても触れ、自治体職員の行動や位置づけに関して次の3点を述べている。①自治体職員は基本的に公務員本来の役割を果たすことであり、市民への奉仕者として勤務することにあるが、同時に市民の期待は職員としてよきガバナンスの実現のために働くことにまで広がっており、市民のパートナーとしての視点が欠かせないこと、②自治体職員も一般市民であり、市民的公共性を基本価値とするこれからの地域社会において、市民としての自覚を持つことが重要になる。職員における市民性は、ボランティアやNPOなどで市民とともに活動することになり、地域公共サービスにおける市民的な視点でのパートナーシップ型の実戦で発揮される。③新しいガバナンスのなかで積極的に地域社会をリードしてい

く役割が期待されていること、である。

単に市民とのパートナーシップを受動的に構築するだけでなく、自発的かつ積極的にNPOを設立して活動に参加する自治体職員、あるいはボランティア活動に関わる同職員は少数ではあるものの、実際すでに登場しつつある。こうした職員たちの自主活動と、職員たちの活動がつくる公共空間は、まさに「新しい公共」の実践であるといえよう(新川 2008)。

以上のように、本稿ではマルチパートナーシップを分析枠組みとして用いるが、具体的には、地域づくりの実践的な研究としたいため、登場する担い手のマルチパートナーシップ、特に主に地縁的組織と志縁的組織のかかわり方に注目する。そして行政のかかわりとして自治体職員の役割やあり方についても詳細にみていくこととする。

### 1-3 先行研究と用語の定義

先行研究の調査は、歴史まちづくり法に関する研究と、地域における担い手のつながりに関する研究の2つについてまとめた。まず、歴史まちづくり法に関する研究は、建築学的な視点、および制定に至る経緯についてまとめられたものが多かった。阿部・北河・脇坂(2011)は農林水産省が共管していることから、都市構造を形成する河川や用水などのインフラ整備に着目が置かれるようになったことを指摘している。また、林・浅野(2010)は、歴史的風致維持向上計画にもとづく庁内体制についてさまざまな場合が考えられると言及する。しかし、担い手の活動にどのようなものがあるのか、担い手のつながりの変化について焦点を当てた研究は少なかった。脇坂・窪田(2010)は、歴史まちづくり法における行政とNPOの協働に注目し、宮城県多賀城市を事例としてNPOの意義と役割について述べており、また、歴史まちづくり法の最初の認定都市である萩市では、NPO法人萩まちじゅう博物館との連携によって風致形成を先行し、NPOの活動と風致形成が一致しているといった研究もある(柿原・村上・西山 2009)。しかしいずれも行政とNPOの2者間連携についてのみ言及されており、広くマルチパートナーシップの視点で捉えられていなかった。同じく最初に認定されている彦根市においては、計画

<sup>4</sup> コミュニティ自らがその将来像、地域計画、財源、事業を創出し、事業体あるいは経営体として存立する場合である。しかしコミュニティがNPO法人として向かう目的や背景は地域固有であると考えられるため事例に即した検討が必要となる。

の推進体制に市民活動が含まれているものの、市民活動について言及した研究は見つからなかった。

一方で、地域の担い手のつながりに着目した研究としては、依藤・松浦・澤田（2011）による商店街・水木しげるロードを取り上げた研究がある。依藤らは担い手が継承されるための要素として、①地縁・志縁の担い手間のネットワークや問題意識および課題解決の方向性が担い手間で共有されること、②課題を解決するためのスキルを担い手が提供できること、③活動の場としての組織の存続が担保されていること、の3つを挙げて、志縁の関係が行われるような実践的な活動が積み重ねられることが重要であると指摘した<sup>5</sup>。

以上、先行研究の調査では、歴史まちづくり法の認定都市について活動の担い手がいかにつながっていったのか、またどのような取り組みを行っているのかについて言及したものは見つからなかった。そこで本稿では、事例研究から担い手のつながりについて検証を行い、マルチパートナーシップが機能するための要素に着目する。

ここで改めて用語の整理を行う。市民活動組織における地縁組織と志縁組織については、先に述べた櫻井の分類に従う。それによると、行政区の伝統的コミュニティ組織を地縁組織、NPO や市民活動組織を志縁組織として用いている。しかし、本稿では担い手について地縁組織や志縁組織と断定的に定義することは避けたい。理由として、事例研究で取りあげる事例に携わる市民活動組織には、地縁的な人材によって組織化された志縁組織があったり、彦根に住まない人も加わっている地縁組織が存在したりするからである。従って、本稿では、「地縁的組織」と「志縁的組織」のという表記で分類する。とはいえ、両者の区分を明確にしたい訳ではない。担い手たちが、いかに互いに組織の垣根を超えて交じり合っているか、という状況を見て

<sup>5</sup> 従来の研究では、滋賀県長浜市の中心市街地活性化にむけて市民が主体となり新規組織の発足に関わった中心人物や、発足の要因となったきっかけを調査した研究はある。しかしこれらは組織単位で捉えられていることから組織の発足から変化の原因となる個人主体の関係までは明らかにされていなかった。そこで、長期間にわたる商店街活性化に関する活動や組織の変化を追跡するだけでなく、まちづくりの担い手間の関係に着目しまちづくり活動の担い手の継承の要因について考察している。

いきたいというのが本稿においての旨である。

また、担い手の「つながり」とは、新川（2008）が示すように、「行政とNPOによるパートナーシップだけではなく、地域コミュニティや伝統的な地縁的組織等を結びつけることが必要である」という観点を含む。第5章で後述するが、事例研究として取り上げる彦根市の事例によるマルチパートナーシップは、個人を先駆けとして、地縁的組織と志縁的組織、あるいは志縁組織同士、そして組織と行政が徐々につながりを広げていく構造であった。そこで本稿では、風致形成に取り組み担い手のマルチパートナーシップについて、地縁的組織、志縁的組織、行政の関係性を総称して、「つながり」という言葉を用いることとする。

## 第2章 歴史的町並み保全の歩み

本章では、歴史まちづくり法制定に至るまでの経緯について、1節では、制度面における歴史的町並み保全について概説する。2節では、歴史まちづくり法の制度内容と運用の現状について、3節では事例研究のための選定理由を述べていく。

### 2-1 町並み保全における法整備

歴史まちづくり法は2008年に制定された。文化財や都市計画などに関連する数多くの制度の積み重ねによって成し得たことであるため、歴史まちづくり法についての理解を深めるためにも、数々の制度について時系列によって整理する。

時代は明治期までさかのぼる。明治維新後に起きた欧米主義や廃仏毀釈などによって、我が国古来の伝統文化が軽視され文化財が破壊される危機に直面した。これを受けて当時の文部省が古器宝物の保護令を布告するよう太政官に提言したことから、1871年（明治4）「古器旧物保存方」が布告された。これは文化財保護に関する国としての最初の措置であり、文化財保護思想の普及と法制への大きなきっかけである。続いて1897年（明治30）には「古社寺保存法」が制定された。困窮した社寺の救済、古社寺が保有する優品の保護を目的としており、「特別保護建造物又は国宝の資格があるもの」を定めている。1919年（大正8）には、

まず、市街地建築物法において、「美観地区<sup>6</sup>」と「風致地区<sup>7</sup>」の制度が導入された。環境の風致の保全と風紀の維持を目的とした地区制度として、旧都市計画に導入された。③「史蹟名勝天然記念物保存法<sup>8</sup>」では、土地の開発や道路の新設、鉄道開通などの要因によって史蹟や天然記念物が破壊されることから、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為への許可制が導入された。1929年（昭和4）には古社寺保存法の発展・拡充として「国宝保存法」が制定され、指定対象には古社寺所有のものだけではなく、国や地方公共団体、個人所有のものまでが含まれた。

戦後になると「文化財保護法」が1950年（昭和25）に制定され、文化財の概念は大きく拡大する。1956年（昭和31）には「都市公園法」が成立し、1966年（昭和41）には「古都保存法」が制定された。同法は京都市双ヶ岡地区、鎌倉市鶴岡八幡宮裏の御谷地区の開発問題をきっかけに、歴史的な建造物や遺跡周辺の自然環境を守るべきとして地元住民による反対運動が起きたことで制定されたものである<sup>9</sup>。同法では歴史的風土を保存するために必要な自然的環境が豊かな地域において、特に重要な地区を都市計画に定め、規制・行為制限により損失補償などを導入し、古都の定義を政治・文化の中心など歴史上重要な地位を有する都市として定めた。具体的には、京都市・奈良市・鎌倉市の3市が法律で直接定められ、政令によって天理市・橿原市・櫻井市・斑鳩町・明日香村・逗子市・大津市が定められた。

「古都保存法」制定以降は、住民参加が着眼されるようになる。1968年（昭和43）の都市計画法全部改正では、国にあった都市計画の決定権限が地方公共団

体に移譲され、住民参加の手続きが導入された。また、1975年（昭和50）には文化財保護法の改正も行われ、新たな定義として「伝統的建造物群」が追加された。この「伝統的建造物群」は文化財保護法第142条によると、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの」と定義される。市町村は自ら条例を制定し、現状変更の規制を定め、「伝統的建造物群保存地区（伝建地区）」を指定する。伝建地区の中でもより重要な価値を有する地区は、「重要伝統的建造物群保存地区<sup>10</sup>（重伝建）」として選定される。1996年には、文化財保護法の改正によって有形文化財（建造物）に「登録文化財制度<sup>11</sup>」が導入された。

また、2002年の都市計画法改正によって「都市計画提案制度」、2004年には「まちづくり交付金制度」が創設された。地区計画制度改正によって形態・意匠・緑化などが地区計画での規定が可能になった。こうしたものは地域レベルでのまちづくりを支援するための仕組みとして整備されたものである。また、「良好な景観の形成の促進」を目的とした景観法<sup>12</sup>が2004年に制定された。同法に合わせて文化財保護法が改正され「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解に欠くことのできないもの」と定義される「文化的景観」が新たに文化財に加えられることになった。

とりわけ、重伝建の選定には、市民が主体となった体制が必要とされる。保存対策調査には、専門家、地

<sup>6</sup> 美観地区の目的は主要建造物とその周囲の建造物が調和のとれたものになるようコントロールすることにある。

<sup>7</sup> 都市計画法第10条第2項で制定された景観と緑に関する地域地区である。東京の明治神宮周辺地区が初の風致地区に指定された。

<sup>8</sup> 古社寺保存法によって建造物や美術工芸品が保存されているのに対し、環境整備に関するものがなかったため制定された。

<sup>9</sup> 鎌倉で起こった宅地開発による反対運動、奈良では県庁建て替え問題や観光道路、温泉郷など開発への反対運動、京都では国指定史跡双ヶ丘へのホテル建設構想や京都タワー建設計画による住民反対運動が背景にあった（国土交通省2011）。

<sup>10</sup> 文化庁によると「市町村の保存・活用の取組みに対し、文化庁や都道府県教育委員会は指導・助言を行い、また、市町村が行う修理・修景事業、防災設備の設置事業、案内板の設置事業等に対して補助し、税制優遇措置を設ける等の支援を行う」と記載。

<sup>11</sup> 対象となる建造物は、築50年を経過している建造物のうち、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの又は際限が容易でないものが挙げられる。

<sup>12</sup> 良好な景観の形成の促進を正面に捉えた我が国初法律。基本理念として「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない」とし、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を規定するとともに、景観形成のための各種行為規制のための景観計画や景観農業振興地域整備計画、景観地区などの仕組みを創設している。

域住民、行政などで調査研究委員会が構成される。同地区の決定手続きには、公聴会を開催するなど住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが定められている。伝統的建造物を保存事業の紹介施設、まちなみ保存センター等の案内施設として活用し、施設の運営に地元の保存会や NPO が参画し、行政と一体となって普及啓発に取り組んでいる例も多い<sup>13</sup>。選定されるためには、こうした多様な担い手による協働が必要となる。

## 2-2 歴史まちづくり法の制定と運用

歴史まちづくり法の施行に至る経緯として、歴史的風土審議会歴史風土部会に、「古都保存行政の理念の全国展開小委員会」が設置された。2006年、同委員会は古都保存行政の理念を全国に展開するために措置すべき事項について検討を行い、古都以外にも優れた歴史的文化的文化資産を今に伝える都市が多数存在することから、国民共有の精神的なよりどころとして次世代に継承されることを基本として、①まちづくりに係る制度が歴史的文化遺産の保存・活用の軸として有機的に活用される発想を転換するとともに、歴史的文化遺産の継承のための方法を法制面、財政面、税制面から検討すべき、②核となる歴史的建造物や自然環境は厳格に維持保存しつつ、持続可能な住民生活が行われるよう修復、復原・整備等、新たな価値を創出すべき、③価値の再認識に資する普及啓発活動を推進するとともに多様な主体が歴史的文化的文化資産を活かしたまちづくりについて合意、ルールを設けて実践するプロセスを確保すべき、という報告を行った（舟引 2008）。

古都保存法では対象都市が限定されているため、市街地と区分された自然的環境の保全を対象としていること、また、文化財保護法は文化財単体の点的な保護措置を図るものとしていることから、まちづくり全体としての視点の必要性和文化財保護行政との一体的な計画によって、施策推進のための制度的な枠組みが必要とされた。

以上の流れを踏まえて、2008年、歴史まちづくり法

が施行された。「保存・継承小委員会」での検討から「歴史上価値の高い神社、寺院、城跡等、国民共有の文化的な資産及びその周辺の歴史的な建造物とそこで営まれる工芸品の製造販売や祭礼行事など、地域の歴史・文化を反映しつつ営まれることにより、形成される風情、情緒、たたずまいといった良好な環境」を歴史的風致と定義した。維持管理に多くの費用と手間がかかることや、所有者の高齢化・人口減少による担い手不足に対処していくための方策が求められることとなった。

各市町村は国の認定を得ることにより、法律上の特例措置や各種事業による支援措置等が受けられる。支援を受けるまでの同法の基本的な流れは、まず国が「歴史的風致維持向上基本方針」を作成して公表し、その基本方針に基づき各市町村が「歴史的風致維持向上計画」を策定し国に認定を要請する。そして文部科学大臣、国土交通大臣及び農林水産大臣が基本方針に基づき計画を認定したのち、法に基づく措置や事業による支援が可能となる。

同計画を策定しようとする市町村は、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ一体的に推進するべく、庁内外の協議体制を構築し<sup>14</sup>、「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針」を記載し、重点区域、文化財の保存・活用に関する事項、歴史的風致維持向上施設の整備または管理に関する事項、歴史的風致形成建造物の指定方針、具体的な施設整備等の事業スケジュールなどを考慮した計画期間の設定を行う。また、計画に記載された事業の円滑かつ確実な実施とその効果の合理的説明を計画に記載し、公聴会やパブリックコメント等による住民意見の反映措置を講じることが認定の要件となっている（国土交通省 2011）。

計画策定にあたって必要とされる協議会等は、①公共施設の管理者協議、文化財の所有者の意見聴取、②公聴会の開催その他住民意見の反映措置、③歴史的風致維持向上協議会の意見聴取、④地方文化財保護審議会の意見聴取などである。文化財保護行政とまちづく

<sup>13</sup> たとえば、2016年に選定された彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区においても古民家を活用し市民の手によって修理・運営されているものがある。

<sup>14</sup> 認定都市によってその体制は異なる。連絡のための部局を設置する市もあれば、連携を図ることで体制を整えるところもある。

り行政の緊密な連携のもと、国及び地方公共団体が、文化財の保存及び活用、都市計画の決定、景観計画の策定、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施、その他の措置を講ずることによって、総合的で一体的な計画に基づき地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、地域の歴史的風致の維持及び向上を図ることが重要となる（国土交通省 2008）。文化財行政とまちづくり行政を中心として、農政、産業振興等の部局とも連携した行政内部の連携体制の構築が求められた。

また、計画には期限が設けられている。西村（2008）は「期限付きの計画立案という制度によって歴史まちづくりが否応もなく整備中心の事業計画となってしまう点にやや懸念が残る。本来、歴史まちづくりというものは息の長い実践であるべきだからだ」と指摘する。しかし、これは行政区が大きい都市、たとえば石川県金沢市などは当てはまるかもしれないが、彦根のような都市においては行政職員も市民であるなど、もっと市民と行政の距離が近い。そのため、違った見解があるのではないかと考える。

### 2-3 事例研究の対象である城下町・彦根

歴史まちづくり法では、形成されてきた市街地の良好な環境、すなわち、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致として定義している<sup>15</sup>。単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでは歴史的風致とはいえず、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていることまでが含まれている。同法はこうした歴史的風致を「維持」するだけではなく、歴史的な建造物の復原や修理など、様々な手法を用いて積極的に良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としている。また、同法に期限が設けられていることにも注目したい。これは恒久的に支援を行うというよりも、市民が主体となって保全を行っていくためのきっかけをつくっていくことがねらいのひとつでもあるのではないかと考

<sup>15</sup> 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第1章第1条にもとづく。

える。

そこで、事例研究のための大きな分類として城下町を取り上げる。理由としては、同法の認定都市で一番多い都市の成り立ち構造が城下町だからである。同法が施行され5年が経過した際に、国土交通省都市局公園緑地・景観課が活動をまとめた報告書「歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果」（2014）を作成した。同報告書によると、認定都市は初年度には10都市だったが2013年度までの間に44にまで増加した。2016年10月現在では59となっている<sup>16</sup>。全国的にみると地方ブロックごとに東北は7都市、関東は10都市、北陸は2都市、中部は16都市、近畿は11都市、中国は7都市、九州は6都市。関東と中部がそれぞれ9都市で最多である。また、認定都市の成り立ちに注目すると都市構造別に城下町、宿場町、在郷町・産業都市、寺社町（門前町、寺内町）、港町（川湊）、農林漁業集落に分けられる。なかでも城下町が29都市と最も多い<sup>17</sup>。そこで城下町の風致形成について取り上げる。歴史まちづくり法で最初に認定された金沢市、高山市、彦根市、萩市の5都市のうち、宿場町である亀山市を除く4都市は城下町であった。

城下町を対象に絞り、次に着目したのは歴史まちづくり法に定められている計画推進体制の市民活動である。最初に認定された城下町である金沢市、高山市、彦根市、萩市の中でも計画推進の中に市民活動との連携が見受けられたのは、彦根市と萩市であった。計画推進について萩市との比較、萩市はNPO法人萩町中博物館との連携とはっきり記載しているが、彦根の場合は市民活動として団体に限らずさまざまな市民活動まで含めている。それは計画策定の段階で、彦根景観フォーラムだけではなく様々な活動を行う市民活動を踏まえていたことが挙げられる<sup>18</sup>。はじめから市民活動を前提として風致形成に取り組んでいる。

以上より、本稿では彦根を事例として取り上げ、マルチパートナーシップの視点から地縁的組織や志縁的組織のつながりに着目して、風致形成に取り組む担い手たちの関係性に着目していく。

<sup>16</sup> 歴史まちづくり法認定都市の現状については表1を参照。

<sup>17</sup> 国土交通省（2014）をふまえて筆者集計。

<sup>18</sup> 2016年11月4日志萱昌貢へのインタビュー。

## 第3章 滋賀県彦根市の取り組み

2章では、歴史的町並み保全においては、法整備の段階が進むにつれて住民合意の必要性が顕著になっていることがわかった。本章では、彦根市の概要、および景観整備や文化財保護の現状、歴史まちづくり法における策定計画について詳細にみていくこととする。

### 3-1 彦根市の概要

滋賀県彦根市は2016年10月現在、人口約11万2000人、面積は196.87平方キロメートル、うち琵琶湖の面積が約98平方キロメートルである<sup>19</sup>。彦根市は周辺市域との合併をしていない。彦根市中心部の地形は昔と全く変わっておらず、外堀が埋め立てられ道路になっているなど大きな変化を除けばまったく様子は変わっていない。

彦根の城下町は大規模な土木工事によって計画的に造られた。計画当初、城下は大木の淵や沼のある湿潤な土地が広がっていたため、一帯の水はけが悪かった。そこで、現在の安清町あたりから北上して松原内湖に注いでいた芹川（当時の善利川）を約2キロメートルに渡って付け替え琵琶湖に直流させるなど、足軽たちによる町の建設が行われた。また、現在の尾末町にあった尾末山をすべて切り崩して周辺の低地を埋め立てたと伝えている。こうした土木工事によって城下町の計画的な地割が可能となった。完成した彦根の城下町は三重の堀によって区画されている。

内堀の内側の第1郭は、天守を中心として各櫓に囲まれた丘陵部分と藩庁である表御殿（現在の彦根博物館）などから構成される。内堀と中堀に囲まれた第2郭は、藩主の下屋敷である槻御殿（現在の玄宮園・楽々園）と家老など1000石以上の重臣の邸宅が広がっている内曲輪と称した。中堀と外堀の間の第3郭は、「内町（うちまち）」と呼ばれた区域で、武家屋敷と町人の屋敷が存在した。武士・町人あわせて居住していたが、居住地は明確に区分されており、堀に面した洋書は武

家屋敷と寺院で占められ、町人の居住区の大半はその内側に広がっていた。広い敷地を有する寺院は一朝事あるときは軍事的役割も担っており、武家屋敷とともに外堀の防衛線を形成していた。一方、町人の居住区では、油屋町・魚屋町・桶屋町・職人町による分化配置がみられ、築城当初は特定の職能集団が集住していた。外堀の外側は、第3郭の「内町」に対して「外町（とまち）」と呼ばれた。町人の住居と足軽の組屋敷があった<sup>20</sup>。また重臣の広大な下屋敷が置かれたのもこの町であった。彦根藩の足軽は、下組（中藪組・池須町組）、善利組・上組（大雲寺組）、北組（切通組）、中組、鐘叩町で構成されていた。足軽組屋敷は、城下町のもっとも外側に、城下を取り囲むように屋敷を連ねて、彦根城と城下町を守備する役割も担っていた。中でも善利組の規模は大きく、外堀と善利川の間の東西約750メートル、南北約300メートルを占め、幕末期の戸数は700を数えた。間口5間（約9メートル）、奥行10間（約18メートル）ほどの敷地に、木戸門と塀に囲まれており武家屋敷の体裁を整えた建物が連続と続いていた。建物内は土間をへて玄関・台所・納戸・座敷の4部屋が「田」の字形に連なり、8畳の座敷には床があり庭を望むこともできた。よその藩によっては「足軽長屋」の形態がみられることが多いが、彦根藩の足軽屋敷は庭付き一戸建て、小さいながらも武家屋敷としての体裁を整えた構えが特徴的である。

現在、足軽屋敷は約30棟にまで減少しているが、それでも1間半（約2.7メートル）の狭い路地や「どんつき」「くいちがい」などといった城下町特有の備えが要所に残っている。天守や櫓とともに、このような城下町の姿をよく残しているのも彦根の大きな特色である。

### 3-2 景観整備・文化財保護の経緯と現状

初めに、「彦根市指定文化財の環境保全地域内における行為に関する規定」が1974年に制定された。翌年には、歴史的景観が保たれている旧魚屋町・旧職人町・旧魚屋町（現・本町二丁目など）を伝統的建造物群保存地区に指定するため調査を行った。

<sup>19</sup> 彦根市 HP 「彦根市について」  
<http://www.city.hikone.shiga.jp/0000003342.html>（閲覧日2016年12月26日）。

<sup>20</sup> 彦根市教育委員会文化財課作成資料「彦根市指定文化財：解説シート 旧彦根藩足軽組屋敷（善利組太田家住宅）」。

1982年には、彦根市域の景観特性を「彦根市景観形成基本方針」としてまとめた。1994年には「ルネサンス彦根 一城と湖と緑のまちの新たなる創生」をテーマとして、「彦根市都市景観基本計画」を策定した。その後、同計画をもとにして、「快適なまちをつくる景観条例」を1996年に策定した。2005年には彦根城および城下町を含めた150ヘクタールを都市景観形成重点地区に指定した。翌年には景観法公布を受けて「都市景観基本計画」、「快適なまちをつくる景観条例」を同法に合った制度に移行する方針を固めた。

彦根は国宝彦根城や国指定史蹟名勝玄宮園などをはじめとする、歴史上価値の高い文化財が残る都市である。彦根城の世界遺産登録へ向けて、文化庁から、①既に世界遺産に登録されている姫路城という同種遺産があることから姫路城との差異を明確にし、異なった顕著な普遍的価値を有していることを立証すること、②彦根城の石垣や楽々園建造物の保存修理、③文化財保護体制の整備等を図ること、という3つの課題が指摘された。

また彦根市は、歴史まちづくり法の制定以前から、景観保全を観光客誘致に役立てる都市政策を実践してきたことでも良く知られている。たとえば、彦根市本町に建設された夢京橋キャッスルロードが好事例である。本町は1603年（慶長8）に彦根城が築城したのと同時に建設された街であり、現代に至るまで歴史的な町並みを残している。しかし1985年、町を南北に縦断する都市計画道路の街路整備が行われるのと同時に、同ロードの建設が持ち上がることとなった。建設は市が行ったが、工事や今後の本町の方向性をめぐって地権者68人による「本町まちなみづくり懇談会」を組織した。また、市が事務局を務める「本町地区まちなみづくり検討委員会」も設置され、住民主体の活動と行政主体の活動による取り組みによって進められることになり、1988年4月に決定した地区計画の内容や、同年7月に公布した「彦根市本町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」制定に至るまでの間、両者で話し合いが行われた（稲垣ほか2013）。

結果的に「OLD・NEW・TOWN “城下町の伝統を生かした新しい活気がみなぎる町”」をコンセプトとし

て、彦根城京橋門交差点から350メートル伸びる道路を白壁と瓦屋根などで意匠統一した建造物にそえ、城下町の伝統を継承した町並みが整備された（佐藤ら2013）。同ロードは「彦根市都市景観基本計画」において、自然と歴史と人々の生活が調和したうまいあまるまちづくりのモデル地区として本町地区を位置づけ、今後の地域のまちづくりへ連動していくためのきっかけとなることが期待されたのである（桑野1995）。彦根では80年代から地域住民の積極的な関与がありつつ、町並み景観の修景が行われてきたのである。

国宝彦根城でいえば、動く景観保存とも言える試みも行われた。内堀で運行されている屋形船（遊覧船）である。2007年に開催された築城400年祭をきっかけに、市民から屋形船の復活を求める声があがった。有志市民によるNPO法人で運行しているが、市は直接出資していないものの、内堀の内水面の就航や浮桟橋について占用使用許可を与えている<sup>21</sup>。江戸時代の彦根城では内堀に屋形船を浮かべて「船遊び」をしたりしていた。また堀は琵琶湖と直結しており、内堀が物流の経路となっていて、屋形船の運航は江戸時代の風景と取り戻す試みでもあった。

### 3-3 歴史的風致向上計画の策定

現在においては、高度経済成長の下で都市開発が進行し、人々のライフスタイルや価値観の多様化等進展によって歴史的風致の維持ができなくなりつつある。現在残っている伝統文化や伝統技術によって形成された歴史的建造物や美術工芸品などの歴史文化遺産を、今後さらに彦根の個性として磨き、魅力を高めていくには、これらの歴史文化遺産を保存・活用しながら歴史風致を維持向上し、後世に伝えていくことが求められる。

このように、彦根では国宝である彦根城の世界遺産登録を目指した運動などに関連して身近な彦根の歴史文化遺産に対する市民の関心が大いに高まり、その価

<sup>21</sup> 文化財保護法第80条「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」国指定史蹟に認定された場合、工事を行う際には文化庁へ現状変更届を提出する必要がある。遊覧船乗り場は特別史蹟内であるため、船着き場を設ける際に許可が必要となる。

値の再評価と保護が強く求められるようになった。さらに、文化財として保護する対象の広がりや、文化財相互の関連性を踏まえた周辺環境の保護および整備の必要性にも気が付き始めている。このような背景のもと、彦根固有の歴史的風致を維持し、さらなる向上を図るため、「彦根市歴史的風致維持向上計画」（主体：彦根市／計画期間平成20年度～29年度）を作成した。

国の方針に従い、歴史的風致維持向上計画を策定していく中で、対象とする重点区域を定めなければならない。彦根では、景観法による彦根市景観計画が指定する城下町景観形成地域の全域と琵琶湖・内湖景観形成地域の一部が該当するとともに、世界遺産登録を進めている「彦根城と城下町」の緩衝地帯とも主要部分が重複している。景観法の発展的な活用と世界遺産登録へ向けた効果的な整備を見据えながら計画が位置づけられている。

同計画にもとづき「彦根城と城下町地区」の約400ヘクタールを重点区域として維持向上のための施策を展開する。この地域は都市計画マスタープランで「旧城下町地域」として基本方針<sup>22</sup>を掲げている区域でもあり、景観計画においても「城下町景観形成地域」として景観保全に取り組んでいる。

重点区域内におけるさらなる保護として、①都市計画：2004年度に用途地域の見直しを図り、地域に即したまちとなるよう変更を図った。今後は歴史的建造物の周辺環境や歴史的まちなみが保全できるように「用途地域の変更」、「高度地区」および「地区計画」など都市計画制度の活用を進めていく予定である。②景観計画：2007年度に城下町景観形成地域を指定し、歴史的景観の形成に努めている。景観重要建造物の指定については城下町景観形成地域における「景観重要建造物候補リスト」を2008年度に作成し、1次候補とし

<sup>22</sup> 「基本方針1」では、彦根固有の歴史や風土に根付き、伝承されてきた祭礼、伝統行事、伝統芸能および伝統工芸・伝統技術などを継承するための活動組織の育成・強化、また学校教育や生涯学習との連携による後継者育成の環境づくりを進める。「基本方針2」では、彦根の歴史的景観を積極的保存について、歴史的建造物の調査・データベース化を図る。また、文化財指定に至らない歴史的建造物や歴史的なまちなみについては「地域まちづくり計画」を策定することで保全を図る。「基本方針3」では、市民と行政の協働による歴史的風致維持向上のための活動催促への支援について記載。

て92棟をリストアップしている。今後候補リスト掲載建造物から積極的に指定を行うなど、まちなみ保全に向けた取り組みを進める。③屋外広告物：屋外広告物に係る届出許可事務について2009年度に滋賀県から権限移譲される。今後重点区域に係る屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関する事項について、独自の基準を策定し、平成23年度に彦根市屋外広告物条例の制定に取り組む。

計画に盛り込まれている事業は大きく4つある。①都市公園の整備事業：特別史蹟彦根城跡、彦根城跡石垣悉皆調査事業、名勝玄宮楽々園、玄宮園植栽事業、②道路の整備事業：善利組足軽屋敷「芹橋二丁目」・尾末町地区、尾末町地区・花しょうぶ通り・七曲り仏壇街・魚屋町地区・金亀会館・伝馬町地区それぞれに対して修景舗装事業・道標・案内板設置事業の3種、及び彦根城御門跡案内板等設置事業、③駐車場・駐輪場の整備事業、である。

さらに、彦根市は計画策定を行うとともに、まちづくり部局と文化財部局との連携として、新たに「景観・まちなみ保全室」を都市計画課内に設置した。計画実施体制として、事業設計を作成する庁内各担当課と関連する県・市民活動団体との連携を図る。事務局は都市計画課の景観・まちなみ保全室、文化財課とで調整を行い審議組織として文化財委員会、景観審議会、歴史遺産保存検討委員会、都市計画審議会が位置づけられた。市民団体等・滋賀県と彦根市の連携によって行われる。

## 第4章 風致形成の取り組み

3章では彦根市の概要、景観整備として夢京橋キャッスルロードの建設に際して、住民合意があったこと、そして歴史的風致維持向上計画の事業内容について述べた。本章では、計画内で事業として位置づけられている、2つの風致形成の取り組みについて、関係性のある組織の概要と風致形成の2事例についてそれぞれ述べていく。

### 4-1 風致形成にかかわる担い手たち

風致形成に取り組む組織には、地域によるつながり

である地縁的組織、NPO など課題解決の目的別につながる志縁的組織に分類される。彦根における地縁的組織、志縁的組織についてみていきたい。

#### (1) 地縁的組織

彦根市内で活動する地縁的組織は、通常の自治会のほか、代表的なものとして彦根辻番所の会、花しょうぶ通り商店街などが挙げられる。

彦根辻番所の会（以降、辻番所の会）は 2009 年に任意団体として発足した。前身は任意団体の足軽倶楽部だった。芹橋地区に残る辻番所機能を備えた最後の足軽屋敷が売却の危機に瀕した際、地域住民で「古民家再生トラスト」を立ち上げ、寄付を募った。集まった寄付金を市に寄付することでトラストは解散したものの、トラストに参加していた地域住民有志によって辻番所の会を設立したのだった。保存されることとなった辻番所は市が所有することになったが、管理は市の委託を受けて同会が行っている。また、同会の会員が自治会の会員でもあるので、自治会内に設置されたまちづくり懇話会の会員 16 人はすべて辻番所の会会員である<sup>23</sup>。

花しょうぶ通り商店街は古くからある商店街で、1996 年に改称する以前は、上恵比須商店街と呼ばれていた。芹川を付け替えてできた商店街なので、独特の地形となっている<sup>24</sup>。現在は 26 店舗が営んでいる<sup>25</sup>。古くからの町家も現存しており、その 1 つが寺子屋力石である。江戸時代に寺子屋として使われていた建物で、レコード店や駄菓子屋などとして転々と商いを続けていたが、長らく空き家になっていた。この歴史ある町家を活用できないかという声が商店街から上がり、志縁的組織と協力しながら「寺子屋」として活用する策を打ち出すことになった。その後、出火元不明の火災で全焼するなど、数々の困難を乗り越えて再建されるまでに至った。

歴史まちづくり法に定められた区域のうち、都市計画の計画道路が花しょうぶ商店街を貫き、区画整理さ

れてしまう将来像が発覚した。この事態を受けて、商店街および住民が地域の価値を認識し、同時にまちなみを重要伝統建造物群保存地区に選定するための動きが立ち上がったのだった。

#### (2) 志縁的組織

まず、本稿における中心的な志縁的組織として、歴史的風致維持向上支援法人<sup>26</sup>に指定されている NPO 法人彦根景観フォーラム（以下、彦根景観フォーラム）がある。滋賀大学に残されたヴォーリズ建築である陵水会館（国登録文化財）の会議室にて月例会を開催している<sup>27</sup>。

彦根景観フォーラムの設立を皮切りにして様々な志縁組織が登場することになる。2014 年には、地縁的組織と志縁的組織を含めた団体で構成される彦根歴史的風致活用実行委員会が設立された。委員会の構成団体は、彦根根辻番所の会、彦根藩足軽中藪組瀧谷家「まちかど資料館」、彦根景観フォーラム、庭師集団いろは組、小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム、NPO 法人湖東焼を育てる会、任意団体・まち遺産ネットひこね、NPO 法人ひこね文化デザインフォーラムの 8 団体である。設立当時は 6 団体で構成されていたが、その後 NPO 法人ひこね文化デザインフォーラム（以降、ひこねデザインフォーラム）、任意団体・まち遺産ネットひこね（以降、まち遺産ネットひこね）が加わった。これら 8 団体で構成する同実行委員会の中でも、地縁的組織と密接にかかわる志縁的組織について取り上げていく。

彦根景観フォーラムは 2002 年に任意団体として発足し、2004 年に法人化された。彦根には、滋賀大学、滋賀県立大学、光泉大学の 3 つの大学があり、大学教員のネットワークで成り立っている。建築学の研究者

<sup>26</sup> 歴史まちづくり法 第 34 条「市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人として指定することができる。」

<sup>27</sup> ウィリアム・メレル・ヴォーリズ（1880-1964）。米国人の建築家。滋賀県近江八幡市を拠点としてキリスト教の伝道活動に携わる一方、慈善事業、厚生事業（メンソレータムの販売など）のほか、近代建築の設計で知られる。たとえば、関西学院や神戸女学院、豊郷小学校などを設計している。

<sup>23</sup> まちづくり懇話会については 5 章で詳しく触れる。

<sup>24</sup> 町家だけでなく、洋風の近代建築（登録有形文化財）も一部残されている。詳しくは 5 章で触れる。

<sup>25</sup> 彦根商店街連盟 HP

<http://www.hikone-kiina.jp/member/hanashobu/>（閲覧日 2016 年 12 月 25 日）

が比較的加わっており、専門家が多く集まっている。当時の理事長は山崎一眞・滋賀大学教授である。2009年に彦根で開催された日仏景観フォーラムに際して、山崎が他大学の教員に呼び掛けた。彦根市内の歴史的景観を構成する場所をフォーラム内で行ったまち歩きで紹介し、その際に足軽屋敷の重要性を説明した。当時、足軽屋敷は空き家が目立つ状態で、ますます悪化する保存状態を公開した。

小江戸ひこね町屋情報バンクでは、彦根の伝統的な町屋や古民家を活用し、歴史あるまちなみを守るため利用希望者の要望別にプランを設定している。空き家の所有者の意向（賃貸、売却）や空き家を利用したい人に対して情報提供を行ってきた。小江戸ひこね町屋活用コンソーシアムは彦根商工会議所彦根異業種交流研究会町屋活用委員会、NPO 法人五環生活、湖東地域定住支援ネットワーク、彦根市、滋賀大学、滋賀県立大学、芹橋二丁目自治会まちづくり懇話会が加わり、どのようにして空き家となっている町屋を発見・活用していくのかについて協議を展開している。

まち遺産ネットひこねは、2009年に設立した。当時、彦根市の文化施設で行っていた市民事業を共にしたメンバー5人によって立ち上げた。メンバーの鈴木達也が静岡大学教育学部時代、日本史専攻で歴史に詳しくあったことを活かして彦根の雰囲気をよく残した風景を紹介するためにまちあるきマップを制作している<sup>28</sup>。

2009年9月にはNPO法人ひこね文化デザインフォーラムが設立された。歴史手習塾プロジェクトと標榜して、音楽鑑賞会や歴史講演会などを主催する。古民家を再生利用した宿泊・交流施設「本町宿」の経営も行っている。正会員25人（2015年7月末現在）、年会費は個人会員1万2000円、事業者会員5万円である。NPO設立当初から彦根市所有の文化施設「ひこね市文化プラザ」の指定管理者であった。しかし、2014年度以降の運営団体の公募で、全国規模で展開する施

<sup>28</sup> 2016年12月までで9種類のマップを制作。彦根城博物館所蔵の『御城下惣絵図』をもとにしている。地形が当時のままであれば絵図をそのまま用いて、当時と状況が変わっている場合は絵図と現在の地図を併せてつくる。マップは主に鈴木が構成・編集するが、デザインは足軽屋敷を借りて住むデザイナーに依頼している。（2016年5月31日、鈴木へのインタビューより）

設管理会社に敗れてしまった。もともと施設管理のために立ち上げたこともあり、これからどのように職員を養っていけばよいか、と考えた末に歴史手習塾などの文化関連プログラムを立ち上げることになった。

以上のように、彦根には地縁的組織、志縁的組織の両組織が多数あり、地道な活動を続けていることが浮き彫りになった。次節では、歴史まちづくり法による認定によって活発になっている動きを紹介する。

## 4-2 城下町に残された足軽屋敷の保存と活用

### (1) 概要

足軽組屋敷は1606年（慶長11）に中藪組6組、善利組12組が設置されたのを皮切りに、1617年（元和3）の足軽増強によりさらに善利組に8組を設置した。1629年（寛永6）の際の増強では切通組、大雲寺組、中組がそれぞれ新設された。彦根藩では江戸時代の早い段階に足軽屋敷が出来上がっており最終的には北組、中組、鐘叩町組、上組、善利組、池須町組、中藪組の7つの組（居住区）となった。1120人にも及ぶ足軽は鉄砲組と弓組に分けられ、鉄砲50人組を1組、40人組を5組、30人組を25組、弓20人組を6組、計37組で編成され、300石以上の「物頭」とさらに足軽の中間管理職のような存在である「手代」が統括していた。

7組の足軽組屋敷は、それぞれ外堀の外側に位置している。外堀北西から東に向かって中藪組、池須町組、善利組、上組、北東に向かって中組、鐘叩組、北組が位置している。北組、中組、鐘叩組は、鉄道の開通に伴う彦根駅の建設や駅前通りの設置によって分断され、当時の地割がかろうじて残ってはいるものの足軽屋敷自体は残っていない。近代化の影響を受けなかった西側の足軽屋敷が比較的当時のままで残っている。

### (2) 市指定文化財の足軽屋敷

現在足軽屋敷は、約30棟残っており、うち10棟が彦根市指定の文化財となっている。彦根市指定文化財の足軽屋敷は善利組で9棟、中藪組で1棟である。それぞれの足軽屋敷について特徴を述べていく。まず、足軽屋敷で最初に市指定文化財となったのが太田家住宅である。旧芹橋14丁目中央付近に位置し、主屋は切妻造・平入りで外壁は塀と一体化している。次に、

旧芹橋 12 丁目の中央に位置する吉居家住宅は、主屋間口 4 間、奥行き 6 間半の切妻造・棧瓦葺の中二階形式である。吉居家の特徴は、1836 年（天保 7）に彦根藩普請方が作成した『御城下惣絵図<sup>29</sup>』に「吉居平太郎」の名前が記載されている点である。また、1781 年（天明元年）『三拾七組家並帳』（彦根市立図書館所蔵）などの 5 冊の「家並帳」にも一貫して「吉居」姓が確認できる。現在、家主は岐阜県大垣市に住んでおり、長くこの家に住んでいなかった。2010 年度に彦根市指定文化財とするため建物調査を実施した際、江戸時代の姿を良好にとどめていることが判明し、同時に随所に傷みが確認されたため所有者と協議を行った。文化財として保存修理し居住したいという思いを受け、2011 年度－2012 年度の 2 年で保存修理実施計画を立て、市からの補助金により保存修理を行った。主に 2011 年度は建物の外装や構造材の補強を中心に修理を行い、2012 年度は門や塀の整備、内装の修理をした。

北川家住宅は旧芹橋 10 丁目の中ほど、表通りの南東側に位置する。「御城下惣絵図」では間口 5 間、奥行き 10 間の敷地として描かれている。しかし現在は西隣の敷地を入手しており間口は 2 棟分で 10 間であるが、指定されているのは敷地北側に建つ 1 棟のみである。主屋は切妻造り・棧瓦葺で、間取りは「ざしき」、「げんかん」、「なんど」、「だいどこ」の 4 室に「おもてげんかん」が突出して付き、表通り側に土間が設けられている典型的な足軽屋敷の平面形である。指定部分の家屋は江戸期以降に増築されたと考えられている。若干の改造はあるものの、江戸時代の善利組足軽屋敷の姿を良好にとどめている。

椿居家住宅は旧芹橋 14 丁目に位置している。「御城下惣絵図」では間口 4 間半、奥行き 10 間の敷地として描かれているが、この後に南隣の屋敷を与えられ、間口 10 間となり現在に残っている。足軽屋敷の所有者について足軽の系譜がたどれるものは吉居家住宅の一軒だったが、当家についても「御城下惣絵図」に「椿居紋右衛門」の名前が記載されていたこと、また、通りに沿った家の当主の名を並び順に横帳に列記した「家並帳」にも一貫して「椿居」性の系譜をたどるこ

<sup>29</sup> 彦根市指定文化財であり彦根城博物館が所蔵している。

とができた。

善利組足軽屋敷が多く残る中、中藪組で唯一、市指定となっているのが瀧谷家住宅である。旧東栄町（栄町一丁目）に位置し、主屋は切妻造・棧瓦葺、木戸門、目板瓦葺きの塀を構えている。1855 年（安政 2）の「家相図」と比較しても江戸時代後期の足軽屋敷の姿を良好にとどめている。鉄砲組だった当家の蔵には 1000 点を超える所蔵物があり、火縄銃や練習で使っていた的や、500 発撃った中での命中と外れを記した記録帳、さらに新式銃の弾丸と火薬をセットして紙で包んだ早盒（はやごう）などといった当時の様子を伝える品が多く残る<sup>30</sup>。2013 年 10 月、所有者や学芸員によって「まちかど資料館」として瀧谷家の公開を開始した。屋敷の公開だけでなく、瀧谷家の所蔵物をテーマごとに入れ替えて展示し、年に 2 回の公開を行っている。これは、彦根歴史的風致活用実行委員会が文化庁の文化芸術振興費補助金を受けて文化遺産を活かした地域活性化事業を実施している。また、当家に伝わる古文書を用いてくずし字の読み方を勉強する古文書勉強会を開いており、講師には彦根古文書同好会の方が参加している。

2004 年及び 2007 年に一棟ずつ市指定文化財となった足軽屋敷は、2009 年の歴史まちづくり法認定以降 10 棟にまで増えた<sup>31</sup>。古民家トラストによって足軽屋敷の価値を再認識したこともあり、2009 年に歴史まちづくり法に認定されてからその数は大きく変化するようになった。

### (3) 多様な資金によって保存・修理された辻番所

保存のきっかけは旧磯島家の所有者が売却の話を持ち出したことだった。善利組足軽屋敷である芹橋地区は外堀と芹川の間南北まっすぐの道をつくり、両隣に屋敷が立ち並んでいた。善利組の南北の道のほか、東西には 2 つの筋があり、その間を見張るべく辻番所が各通りに設置されていたという<sup>32</sup>。しかし、城を守

<sup>30</sup> まちかど資料館として公開すべく、彦根城博物館の学芸員と一緒に所蔵品の検品を行った。

<sup>31</sup> 市指定文化財となっている足軽屋敷の一覧は表 2 を参照。

<sup>32</sup> 辻番所に掲げられている説明パネルや辻番所のパンフレットによる。

る役目を終え、辻番所は次々と姿を消した。旧磯島家は辻番所機能を備えている最後の現存する住宅であった。辻番所という善利組のシンボルが失われてしまうことに当時の地域住民は非常に危機感を覚えた。地域住民らは何とかならないか、と市役所に相談するも、文化財でもない民間所有の住宅を購入するのは困難だった。そこで彦根景観フォーラムに相談することになる。きっかけは、同フォーラムが講演を行う際、パワーポイントに乗せていた連絡先情報だった<sup>33</sup>。事情を聴いた彦根景観フォーラムでは内部での議論において、①市に陳情して市の財政負担で購入してもらう方法、②資金的にゆとりがあり保存再生に理解のある有力者に購入してもらう方法、③不特定多数の市民による募金によって市民団体に購入し再生する方法の3つを提案した（山崎 2009）。②については有力者が見つかったものの、保存活用までの状態に踏み切るとまでには至らなかった。そこで、手を尽くした後の最終手段とすることにし、結果的に①と③の方法を組み合わせたものを行うことになった<sup>34</sup>。

「辻番所をもつ足軽組屋敷」の保全に賛同する方からの寄付金を募るべく、「彦根古民家再生トラスト<sup>35</sup>」を2007年12月に立ち上げた。個人は一口千円から、大口は1万円から寄付を募る。目標額を1千万円に設定し所有者の意向もあり、寄付募集期間を2008年3月末とした<sup>36</sup>。彦根古民家再生トラスト立ち上げから3月中旬までで550万円の寄付が集まった。しかし目標額に届かなかったこと、市民による動きに市も対応すべく、最終的には市が900万円で買い取る形となりトラストで集まった寄付金は市に収めた。

#### (4) 辻番所の会による自主管理

トラスト運動のあと、参加メンバーの有志によって立ち上がったのが、辻番所の会である。同会員は芹橋

二丁目の住民で構成されている。市が辻番所を買い取った際、管理は同会に委託された。土曜、日曜、祝日には無料で辻番所の公開を行っている。時間は午前10時から午後5時まで。2人ずつの当番制で家番を行う。この家番には、同会員だけではなく近隣住民がボランティアとして加わっている。辻番所の会会員はほとんどが定年退職、もしくは自営業を行っている人々であり、平均年齢が80歳近くである。辻番所へは彦根城から15分ほど、四番街スクエアから5分ほど歩くため、観光客はあまり訪れないが、無料ということもあり、住民がちょっと立ち寄って世間話や自治会の連絡事項を話す、といった場になっている<sup>37</sup>。足軽屋敷はただ公開するだけでなく、展示や講演会、辻番所サロンと称した講演会を行っているなど、芹橋地区のコミュニティ形成の拠点になりつつある。

### 4-3 重要伝統建造物群保存地区と商店街の関わり

#### (1) 概要

次に、彦根市で初めて重要伝統建造物群保存地区となった花しょうぶ通りを取り上げる。「河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区」として2016年7月18日に選定された。重要伝統的建造物群保存地区としては全国で112件目であり、名古屋市有松伝統的建造物群保存地区と同時の選定だった<sup>38</sup>。滋賀県内における新規選定は17年半ぶり、近江八幡市八幡地区、大津市坂本地区、東近江市五個荘金堂地区に続いて4か所目となる。文化審議会による答申において「芹川の経路を付け替えて整備した城下町の特徴ある町割りを現在にとどめるとともに、江戸時代から昭和戦前期に建てられた町屋等が良好に残り、商屋町としての歴史的風致をよく示し、わが国にとって価値が高い」と指摘された。これは3つある重要伝統的建造物群の選定基準①伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの、②伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの、③伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的

<sup>33</sup> 2016年11月19日に行われた重伝建シンポジウムにて。  
<sup>34</sup> 山崎（2009）によると「本来であれば市が買い取って所有し、地域住民が自分たちの資産として自主的に運営すべき。しかし所有者の事情を考えると迅速な行動と決断が必要であり、行政のスピード感には限界がある」と述べている。  
<sup>35</sup> 彦根景観フォーラムが中心となり60名で立ち上げた。  
<sup>36</sup> 「交渉の末、建物の先買い権が先方から発起人らに与えられた。期限内に発起人らが購入する場合には利益を生むためではなく保存再生のためという考えに賛同して市場価格の9掛けとする」（山崎,2009.p.88）

<sup>37</sup> 筆者も辻番所に訪れた際、何度か当番以外の会員と住民が話しているところに遭遇している。  
<sup>38</sup> 文化庁HP「報道発表 重要伝統建造物群保存地区の選定について」  
[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyv/2016052003.html](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyv/2016052003.html)（閲覧日2016年12月25日）

特色を顕著に示しているもの、のうち②に該当する。

### (2) 特徴ある地割を残す町並みと登録文化財

河原町芹町は彦根城下町の南東の隅につくられた町人町である。城下町と中山道、湖東地域の農村部や山間部を結ぶ芹川北岸に沿った町並みで、江戸期には河原町、袋町、安清町、善利新町と呼ばれていた。ゆるやかなS字になっている通りは幅2間程度で、ゆがみながらも短冊状の地割となっている。この独特の地割は、彦根城下町が建設された際、かつて松原内湖に注いでいた善利川約2キロメートルを現在の河道に付け替えて整備した当時の名残が色濃く残っている。

建造物に目を向けると、その多くが切妻造り、瓦葺、2階建てといった伝統的な町屋が建ち並ぶ町並みとなっている。しかし、花しょうぶ通りの魅力は敷地に合わせて不整形に建てられているところ、そして、近代以降も商業地として栄えた様子を伝える、近代建築や外観を洋風に行っている5件の登録有形文化財の存在である<sup>39</sup>。保存地区の一番西に建つのが、滋賀中央信用金庫銀座支店店舗である。1919年(大正7)に建てられ、交差点に面した斜めの角を正面としている。通りをそのまま東へ進むと、旧川原町郵便局舎だった高崎家住宅主屋が現れる。1934年(昭和9)築である建物は、もともと2階建ての棧瓦葺き切妻造りの町屋だった。郵便局への転用に伴い、通りに面した外観を洋風にし、現在は「通信舎」と名前を変えアートギャラリーやコミュニティエフエムの発信地、カフェを行うなど活用されている。通りの向かいには1936年(昭和11)に建てられた宇水理髪店があり、外観正面のアーチ上部にはバリカン、両端の柱頭にはアカンサスの葉などさまざまな装飾が施されている。

横断歩道を渡った通りの東側は、西側の商店街のある通りに比べて住宅街となっている。江戸時代後期に建てられた森家住宅主屋、明治時代後期に建てられた旧石橋家住宅主屋、他7棟が登録有形文化財になっている。旧石橋家住宅は地区の最東にあり、道路に面した表屋造りと呼ばれる京都の町屋に多く見られる構造となっており、彦根では珍しい建物である。北海道

<sup>39</sup> 花しょうぶ通りにある登録有形文化財の一覧は表3を参照。

小樽において醤油醸造業で財を成し、第12代彦根町長を務めた石橋彦三郎氏の本宅兼店舗として建てられた。その後は財団法人千歳共済会が所有していたが、伝統的建造物群保存地区候補地として調査を行った際、同建物と宅地を文化財として活用してほしいという趣旨で寄付の申し出があり、2011年12月に申請書が受理された。雨漏りがひどく、現在では畳がすべて外されていて今後どのように活用していくかは具体的に決まっていない。

### (3) 選定に至る経緯

花しょうぶ通り商店街では、住民や商店街組合の方々によって狭い道路と古い町並みを活かしたまちづくりが活発に行われてきた。彦根景観フォーラムによる寺子屋力石を「ひこね街の駅」として再生、活動拠点としてまち歩き事業や「それぞれの彦根物語」という語らいの場を設けている。「ひこね街の駅」活動では、「戦国丸」という石田三成にまつわる展示スペースや、かつて郵便局だった機能を活かし「通信舎」を開設するなどさまざまな取り組みを行っている。

2009年度-2010年度にかけての2か年で彦根市は文化庁の補助金を受け、伝統的建造物の実測調査やまちなみ保存対策調査を実施し、その調査を濱崎一志(滋賀県立大学教授、現・彦根景観フォーラム理事長)へ委託した。

2011年3月には「彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例」が制定され、地元住民や大学教授による伝統的建造物群保存審議会が発足し、「彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画」を策定した。しかし、準備が進む中で、花しょうぶ通りに都市計画道路が予定されていることが明らかになった<sup>40</sup>。また、行政の尽力が大きかったこととして、既存都市計画道路の見通しがあげられる。都市計画道路「長曾根銀座河原線(河原工区)」に対して、「錦船町線(錦区)」が接続されていた。しかし、両計画道路の沿線である花しょうぶ通りには、登録有形文化財など町並みを形成する建造物が複数あったため、都市計画道路の建設を

<sup>40</sup> 彦根市(2014)によると「長曾根銀座河原線(河原工区)」の計画があり、沿線には歴史的建造物や景観重要建造物が多く存在していた。

見直す必要があった。伝建地区は、都市計画法に基づいて地方公共団体が保存地区を定めることとなっている。花しょうぶ通りの歴史的風致を残すべく、計画道路の変更を見直す事業を歴史的風致維持向上計画内の事業として取り入れた。また、伝建地区における伝統的建造物については現状維持あるいは復元が条件となっているため、伝統的建造物以外の建物の建て替えや新築には歴史的な町並みと調和するよう基準に適合させる必要があり、住民の合意が必要となる。そこで、2012年11月から、河原町と芹町で住民説明会が開かれ協議が行われた。

市文化財課の深谷寛は「ここ（重伝建として認定される）まで8年かかった。計画道路の変更さえなければもう3年縮められたと思うが、この3年は選定に必要な3年だった」と語った<sup>41</sup>。

## 第5章 多様なつながり方

4章では、風致形成の担い手には地縁的組織と志縁的組織に分けられる市民活動組織が存在すること、また歴史まちづくり法認定後の動きとして、伝統的な建造物保存をめぐる取り組みが展開されていることを述べた。本章では、足軽屋敷辻番所の保存と河原町芹町重要伝統的建造物群指定の2つの風致形成の取り組みについて、多様な担い手たちがどのようにつながりを形成したのかについて論じる。

分析の視点としては、マルチパートナーシップを用いて担い手間のつながり方に着目する。1節では個人の動きから組織化、2節では市民活動組織のつながり、具体的に地縁的組織と志縁組織のつながり、志縁組織どうしのつながりについて述べ、最後にこれら市民活動組織と行政のつながりといった時系列に沿って論じる。主に彦根景観フォーラムがこれまで発行した情報誌や、大学機関の研究報告書等を参考にした。

### 5-1 個人から組織化へ

彦根景観フォーラム設立のきっかけは、2002年に山崎一眞が滋賀大学へ赴任し、産業共同研究センター教

授となったことだった。同年NPO法人化になる前段階の彦根景観フォーラムを立ち上げ、山崎が当時の同フォーラム理事長を務めた。活動の大きなきっかけは2003年9月23日、24日に開催された「日仏景観会議・彦根」である。同会議を担当したのが山崎だった。日仏景観会議の目的は「日本の景観について、フランスとの情報交流を行いながら、国際的視野にわたって議論することにより、広く景観に対する意識の向上を図るとともに、優れた景観の形成に寄与すること」である。1999年6月に埼玉県吉田町で開催されたのをきっかけとしてはじまった<sup>42</sup>。彦根は開催4都市目にあたり、会議のテーマは「時のデザイン」であった。会議初日は彦根の価値の再発見を目指した歴史解説や、彦根のまち歩きの中で足軽屋敷の案内を行った。二日目は討論を行った末、「未来に向けた宣言」の採択を行った。宣言は5点ある。①世界遺産にふさわしい彦根都市ビジョンの作成、②彦根らしい都市景観の考え方や制度の研究と実現努力、③歴史文化や技術の調査・研究、教育と学習、④街なか観光や街なか居住の振興、⑤永続的な「彦根景観フォーラム」の組織化、であり実現に向けた努力を確認した（山崎2009）。日仏景観フォーラムをきっかけとして、同フォーラムはNPO法人化となった。同フォーラムは主に滋賀大学教員、滋賀県立大学教員などで構成されている。

次に、辻番所の会として組織化するまでの経緯を述べる。きっかけは2007年、足軽辻番所を備えた旧磯島家住宅の売却話が浮上したことにはじまる。芹橋地区のシンボルともいえる足軽屋敷辻番所の消失に危機感を感じた周辺住民が、文化財課に相談するものの話は進まず、売却話がNPO彦根景観フォーラムへ伝わったのだった。購入するための資金捻出に向けて立ち上げた「彦根古民家再生トラスト」は、辻番所の会と彦根景観フォーラムによる協働によって進められた。市民から集めた寄付金を市に寄付することで「彦根古民家再生トラスト」は解散したが、トラスト参加者の有志によって新たに「彦根辻番所の会」を設立した。

<sup>41</sup> 花しょうぶ通り商店街にある旅館で開かれた「重伝建選定記念シンポジウム」（2016年11月20日）後の感想。

<sup>42</sup> 1999年から2009年にかけて日本で開催された。回ごとに開催都市と付随して東京でも会議を行い、埼玉県吉田町をはじめとして鎌倉市、高知市、倉吉市、彦根市、高岡市、萩市、札幌市、網走市、日光市、伊勢市で行った。

同会は2014年4月から彦根市から辻番所の委託管理を受けて自主管理を行い、土日・祝日には辻番所を無料で一般公開している。公開の際には午前・午後に分けての当番制で各2人ずつ常駐する。この当番を組むのが一苦勞で辻番所の会のメンバーだけでは回らないため自治会有志に呼びかけてボランティアを募り、管理スタッフをローテーションしている<sup>43</sup>。また、辻番所を会議や催しの会場として活用するための貸し出しも行っている。同会では、足軽屋敷の佇まいを残す「歴史的町並みを活かしたまちづくり」(景観の保全・足軽屋敷の保存)を考えるべく、芹橋地区活性化のため、様々な語り手から歴史を聞き、文化を体験し、生活の移り変わりを語らう場として「芹橋生活」サロンを2008年7月から開催している<sup>44</sup>。

辻芹橋地区が抱える問題は多岐にわたる。まず、狭い道路で街が構成されている点である。道路の幅は2.7m(1間半)しかなく、乗用車がぎりぎり1台通れるくらいの幅だ。芹橋地区ではかつての町割りがそのまま残されており、いわば都市計画上手つかずの状態である。そのため救急車・消防車の乗り入れが困難で、災害時の避難経路の模索が課題となってきた。地区内での高齢化により空き家が目立つようになったことも防火・防災面で不安要素となっている。こうした状況からまちづくり懇話会では「路地を活かしたまちづくり」を提唱し、課題解決に取り組んでいる。具体的には、①足軽屋敷や町並みの形態維持、②路地の維持、③空き家・空地問題、④防災への取り組み、の4点である。

狭い道路は防災面では不安要素ではあるが、城郭として残る歴史遺産であるため、建築基準法42条2項を適用<sup>45</sup>して保存していく方針を固めた。また、防災広場などを設置すること、車の交通の利便性を高める

ため側溝をふさぎ整備し、電線を地中化することで、交通の安全・まちなみ景観保持、災害時の危険排除を目指す。空き家については、防火防災面を配慮して所有者との連携を持てる体制にしていくことを目標としているが、現状ではすべての世帯に対して連絡が取れているわけではない。空き家は古民家を修理・再生することで居住可能とし、町屋バンクを活用して人口の増加を図り、空地については地権者に情報を提供しつつ芹橋に相応しい建物を建て住んでもらう人を紹介することで景観を保持し、防火広場として利用することを目指す。防災への具体的な取り組みとして、芹橋地区全体で防災マップを作成した。必要とされることとして消火栓の整備、非常時の避難経路の整備、高齢弱者への救出援助体制の確立、防災広場・回転広場の設置があげられた<sup>46</sup>。

これらに対し、自主防災組織の充実と訓練が求められるため、自治会では赤いバケツを各世帯に配布した。芹橋地区ではバケツに水を溜めて玄関先に置いている<sup>47</sup>。また、定期的にバケツリレーの訓練を行うなど、緊急時に備えた対策を行っている。2011年には、東日本大震災を受けたこともあり、一層防災に強いまちづくりを意識した防災の研修サロンをシリーズで開催した。同年4月には「芹橋まちづくり懇話会」を芹橋二丁目連合自治会内に設置し、この懇話会では芹橋二丁目連合自治会に提言を行うため、まちづくり全般について検討している。連合自治会は芹橋二丁目第1自治会(旧1部・2部)、第3部自治会、第4部自治会の3つで構成される。会長、副会長、体育部、人権部、防犯部があり、そこに新たに設けたのがまちづくり部<sup>48</sup>である。まちづくり懇話会は同部の委託を受けた自治会内の有志によって構成されており、「地域住環境整備・防災防犯・歴史的まちなみの景観と保全など、ま

<sup>43</sup> その後、自治会でボランティアを募り、「芹組サポート隊」を発足した。

<sup>44</sup> 辻番所が併設されている足軽屋敷の居間で開催しており、12月18日に開催されたもので第69回目となった。

<sup>45</sup> 建築基準法上の道路、2項道路と呼ばれる。昭和25年施行の建築基準法による。現行の建築基準法の規定では、都市計画区域において4メートル以上の道路に接している敷地でないと原則として建物を建てることできない。建築基準法第42条第2項の規定では、建築基準法施行前の要件を満たさない敷地でも立てることが可能となる。

<sup>46</sup> 現在では辻番所のある筋を少し南に向かった先に防災の拠点としての広場が設けられている。(図5を参照)

<sup>47</sup> 筆者が特に印象的だった風景である。彦根城から城郭の外側へ向かって歩き、現在は埋め立てられてしまったが外堀芹橋地区は景色が一変する。初めて同地区を訪れて筆者が特に印象的だったのがこの赤いバケツだった。いい感じの建物だなと思う家の前には必ず赤いバケツが置いてあった。

<sup>48</sup> 彦根辻番所の会・渡辺弘俊が作成した資料「足軽屋敷辻番所物件購入のためのトラスト(募金)運動より始まったまちづくり」にもとづく。

ちづくりに関して協議し推進を図るとともに、行政への要望・連絡・協力を行う<sup>49)</sup>ことを目的としている。

花しょうぶ通り商店街は歴史があり、以前は上恵比須商店街という名前だった。しかし、現在の商工会議所のメンバーが当時の人たちを退陣させ代替わりを行った。寺子屋力石など古い建造物の活用にも力を入れた。また、勝負市というアートイベントを開催し、商店街の活気づけに力を注いでいる。彦根には 11 の商店街があり、それぞれ特色も異なる<sup>50)</sup>。

一方で、独自に志縁組織を立ち上げた人物もいる。2009年に設立したまち遺産ネットひこねは、ひこね市文化プラザ<sup>51)</sup>で行われた、まちあるきマップを作成する市民事業に参加していたメンバーの有志で結成した<sup>52)</sup>。彦根の雰囲気がよく残る場所を紹介したいという動機から設立に至った。まちあるきマップの制作の中心は鈴木達也である。彼は彦根市出身で大学進学とともに彦根を離れたが、市職員という形で戻ってくるようになった。大学時代の歴史を読み解く力が大いに生きている。また、そのほか主要メンバーは子どものPTAで同じだったという経緯を持つ。同組織は活動の幅を広げていくとともに鈴木自身で目ぼしい会員をスカウトし会員を増やしており設立当初に比べると、若い人が増えている。

## 5-2 市民活動組織におけるつながり

### (1) 地縁的組織と志縁的組織の相互関係

辻番所の会と花しょうぶ商店街の2つの地縁的組織は、第4章で述べた通り、志縁的組織の中心団体である。

<sup>49)</sup> 辻番所の会会長を務める渡辺弘俊による作成資料「足軽屋敷辻番所物件購入のためのトラスト(募金)運動より始まったまちづくり」より引用。

<sup>50)</sup> 花しょうぶ通り商店街のほか、彦根駅前商栄会、佐和町商店街、おいでやす商店街、京町商店街、リバーサイド橋本通り、銀座商店街、中央商店街、登り町グリーン通り、四番町スクエア、夢京橋商店街がある。

<sup>51)</sup> 1997年に設立された彦根市にある市民文化会館。1500席、400席、300席の3つの音楽ホールがある。2006年4月から彦根市文化体育振興事業団が指定管理者となった。2009年4月からはNPO法人ひこね文化デザインフォーラムとナショナルメンテナンスらによって管理される。2014年度以降の公募では事業体を含む5団体が応募。財務状況や提案内容、施設管理など32項目を採点した結果、施設管理業を行うケイミックス(東京都港区)が選ばれた。

<sup>52)</sup> 2016年11月19日の鈴木達也へのインタビューによる。

る彦根景観フォーラムとの接点が特に重要になる。NPOがいかに関与しているかを見ていくためにも、彦根景観フォーラムを中心に見ていくことにする。

彦根景観フォーラムと花しょうぶ通り商店街のパートナーシップが最初で「街の駅・寺子屋力石」のオープンに携わったことがきっかけである。寺子屋力石は築250年の建物で、花しょうぶ通りの中央に位置している。以前は寺子屋として使われており、一時は駄菓子屋やレコード店として使用されていたが、その後空き家になっていた。花しょうぶ通り商店街からぜひ活用したいという相談を受けて、彦根景観フォーラムが建物の実測調査およびマーケット調査を行い、地域住民・商工会議所・大学とが実行委員会を組織して再生方法を模索した。その結果、街の歴史や文化、情報やもてなしなどを提供するプラットフォームとして「街の駅」を提唱した。学びをテーマの中心とした商店街の活性化塾、子ども向けのお花の教室、陶芸教室などを行う場として、またギャラリーや地域住民の憩いの場、観光客の中継スポットや資料館としてのプログラムを行うこととなった(小杉2009)。最大の悩みは運営のための人材確保だった。そこで運営方式として「LLPひこね街の駅」を設立、LLP方式<sup>53)</sup>での運営をしていくこととなった。その後は各種助成制度に応募して、水洗トイレ設置などの費用を捻出し、なるべく手作りを心がけて改修工事を行い、2005年10月にオープンした。

しかし、2011年1月、原因不明の出火によって建物が半焼するという不幸が訪れる。なんとか寺子屋力石を再興したいという思いから彦根景観フォーラムが中心となって資金を集めた。

辻番所の会と彦根景観フォーラムがつながったきっかけは、2007年の古民家再生トラスト運動だった。当時、彦根景観フォーラムの理事長であった山崎が中心となり、地元の「善利組足軽倶楽部」の人々と彦根景観フォーラムによって辻番所を保全するための寄付金の呼びかけを行った。芹橋に住む方とNPOの会員5

<sup>53)</sup> LLP(Limited Liability Partnership:有限責任組合)とは事業を目的として組合契約によって形成された企業組織体。有限責任制・内部自治原則・構成員課税といった特徴を持つ。

人が中心となり、12月「古民家再生トラスト<sup>54</sup>」を設立した。トラスト理事長に山崎、その他理事7名、監事2名、会計1名を選出した<sup>55</sup>。

また、芹橋自治会のまちづくり懇話会による取り組みの成果が、「まちづくり憲章」の作成である。2014年、まちづくり懇話会をはじめとした住民有志と専門家による「文化遺産を活かしたまちづくり研究会」がスタートした。芹橋二丁目のまちづくりのテーマについて検討し、まちの魅力や課題を見つけるためのワークショップとして防災景観コミュニティの視点でまち歩きを行い、「歴史に学び現代に活かす」「ちょっといい感じの建物に」「オープンスペースとコミュニティの拠点に」「通りを美しく」の4つをまちづくり憲章作成に向けたキーワードを抽出した。2015年12月には4つのキーワードを柱にした「芹橋二丁目まちづくり憲章素案」を作成する。まちづくり懇話会によって説明を兼ねた住民アンケートを実施した。配布数は249枚、回収したアンケートは140枚で回収率は56.2%だった。質問項目は「芹橋二丁目らしいまちづくりを進める上で、大切と思われる資源は？（自由回答）」、「将来、このようなまち並み・まちになったらいいと思いませんか？（6つの選択肢より複数選択あり）」、『まちづくり憲章』をよりよいものにしていく必要があると思いませんか？」の3項目である。

アンケートから浮かび上がったことは芹橋二丁目の特性と課題である。2016年3月には「芹橋二丁目まちづくり憲章案」をまとめ、5つの方向性を明示した。①歴史に学び現代の暮らしに生かすまち、②ちょっと感じのいいまち並みが続くまち、③住民力を高め災害にも強い安心安全なまち、④つながりを大切にまちの絆が育つまち、⑤自治の精神を次代につなぐ住みよいまち、である。2017年4月に連合自治会が合体し、芹橋二丁目としてひとつの自治会となる。このまちづくり憲章を自治会内にて提案することで、次のステップとして協議会の体制づくりを試みている。話し合い

の中でコーディネーターを務めるのが彦根景観フォーラムの会員である<sup>56</sup>。地域住民にないノウハウを彦根景観フォーラムが提供し、一緒になって作業を進めている。

## (2) 志縁的組織 - 志縁的組織間のつながり

志縁組織どうしのつながりは地縁的組織と彦根景観フォーラムとのつながりよりも遅れてはじまった。各団体の設立が彦根景観フォーラムよりも遅かったというせいもある。彦根歴史的風致活用実行委員会は2014年に設立した。所属する組織は当初6団体で、そこには地縁的組織、志縁組織の双方が混じっていた。テーマがそれぞれ違う団体が結束したのは、歴史まちづくり法による認定によって風致形成というひとつの大きな目標、方向性が定まったからであろう。所属する志縁組織のうち、彦根景観フォーラムと深く接点を持つのが、ひこね文化デザインフォーラムとまち遺産ネットひこねである。どちらも2009年に設立されている。3つが連動しているのは、それぞれに共通した人材がいるという点である。

## 5-3 市民活動組織と行政のつながり

地縁的組織と志縁組織、この2つの市民活動組織と行政の間のつながりについては、資金と人材という2つの側面から述べる。

まず、資金面については、歴史まちづくり法の認定都市となったことで国からの補助金も入ることとなった。そのほか文化庁からの補助金もあるため、資金面ではかなり充実している。そのほか、足軽屋敷保存の際には、文化財保護基金が創設されるなど資金面での行政の協力はかなり大きい。

また、彦根市以外の財源として文化庁・文化遺産を活かした地域活性化事業の補助金を風致形成に向けてさまざまな場面で活用している。「文化遺産を活かした地域活性化事業」が2013年度から開始され、文化庁文化財部伝統文化課が担当している。地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統芸能・伝統行事の公開や後継者の養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情

<sup>54</sup> トラストは信託を意味する。イギリスから始まったナショナルトラスト運動は日本でも根付いている。

<sup>55</sup> 彦根景観フォーラムが発行する情報誌より参照（NPO法人彦根景観フォーラム広報部会「彦根まちづくり情報誌 きらっと彦根」第11号、2008）。

<sup>56</sup> 設立当初から会員である笠原啓史（彦根景観フォーラム理事は、祖母が足軽屋敷に住んでいたことから入会したと話す）。

に応じた特色ある総合的な取り組みに対して補助金を交付する。具体的な支援事業は、①地域の文化遺産情報発信・人材育成事業、②地域の文化遺産普及啓発事業、③地域の文化遺産継承事業、④地域の文化遺産記録作成・調査研究事業、⑤その他（地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業）の5つである。彦根市では、「彦根歴史的風致を活かした地域活性化事業」として彦根歴史的風致活用実行委員会へ補助を行っている<sup>57</sup>。

2013年補助事業の内容は、①歴史・文化遺産に関する総合的な情報発信（彦根文化遺産マップ足軽組屋敷編制作、彦根文化遺産.net HP制作）、②古文書の解読を目指す人材育成事業（彦根市指定文化財旧瀧谷家「まちかど資料館」屋敷公開及び資料展示、「まちかど資料館」講演会3月15、30日）、③足軽辻番所サロン「芹橋生活」開催（実施団体：彦根歴史的風致活用実行委員会）の3つであった。事業予算として使用されているものは紙媒体への使用がメインである。まち遺産ネットひこねまちあるきマップ、「芹橋二丁目まち未来物語～まちづくり憲章提案～」などがある。

彦根市は、2007年12月の議会で「文化財保護基金」の設立を決定した<sup>58</sup>。しかし、文化財保護基金は交付基準も未定だったためすぐには使われなかった。

次に、人材についていえば、自治体職員が志縁組織のメンバーであることがあげられる。花しょうぶ通り商店街や辻番所の保存に携わる中で、自らも彦根景観フォーラムの会員となった文化財部の職員がいる。深谷覚はまちづくり懇話会に参加し、時には景観フォーラムのメンバーとして講演会を実施するなど、一市民として風致形成の活動に携わっている。また、同じく文化財課の職員で、自ら任意団体を設立し活動を行う鈴木も間接的ではあるが、風致形成の一端を担う人物である。まち遺産ネットひこねの活動として、自ら彦根をあるき、特定のテーマに合わせたマップを作成し

ている。そのほか志縁組織には加入していないものの、自らのルーツに町屋がある都市計画部の志萱昌貢は、まちづくり懇話会に参加するなど景観フォーラムが主催するシンポジウムやまちづくりにかかわるイベントには必ず出席するなど積極的に地域にかかわりを持っている。

これまで取り上げてきたマルチパートナーシップの関係者は、本稿の場合、地縁的組織である彦根辻番所の会と花しょうぶ通り商店街の2つ、さらには志縁的組織である彦根景観フォーラム、ひこねデザインフォーラム、まち遺産ネットひこねの3つである。そして行政としては、彦根市の都市計画課、文化財課の2つを登場させた。また、彦根景観フォーラムには大学職員も複数いるため大学としてかかわる場面もある。複数の地縁的組織と志縁的組織、行政、大学といった多様な担い手たちが、互いに複雑につながっている構造が浮かび上がった。これは新川が述べたネットワーク型につながっている。その姿は決して上下関係ではなく、横のつながりであり、水平的に複雑に広がっている。

## 第6章 結論

5章では、彦根の風致形成に取り組む担い手のつながりが個人から組織化へ、そして地縁的組織と志縁的組織の連携、さらには市民活動組織と行政の関係性について詳細に述べてきた。これらの記述を踏まえながら、6章では冒頭に触れた分析枠組みであるマルチパートナーシップの視点から、彦根の取り組みを改めて見つめ、そこから浮かび上がった示唆をまとめてみる。

### 6-1 マルチパートナーシップの視点からみる彦根の担い手たち

1章で述べたように、新川（2008）によると、マルチパートナーシップによって地域の課題を解決していくためには4つの要素があるとされる。繰り返すと、①市民、NPO、地縁組織、各種地域団体、事業者・企業、行政（国や自治体）が協議の場を持つこと、②資源や能力を確認すること、③役割分担（負担の分担）をすること、④活動を組織化すること、である。本論で述

<sup>57</sup> 2013年度141万6000円（全体交付額：3,304,035千円、623件）、2014年度757万円（全体交付額：2,131,233千円、327件）、2015年度801万6000円（全体交付額：1,858,704千円、358件）、2016年度608万円。

<sup>58</sup> 文化財保護基金は12月に開かれた議会で承認された。前年に行われた築城400年祭によって黒字になったことがきっかけだった。

べたことをこの4つから見てみよう。

①の協議の場については、たとえば芹橋地区にある辻番所の事例が挙げられよう。辻番所が取り壊される危機を迎えたとき、「地域のシンボルを何とか残したい」という住民の声から生まれた。集まって来たのは大学教授や建築家、同地区にルーツを持つ県外の人たちや住民だった。このつながりが、辻番所の会という組織を発足させた。同会は多様な人々が論議を重ねる協議の中心となり、さらに辻番所が保存されてからは、辻番所1階の居間が人々の集うサロンとして使われるようになるなど、実際に場所としての「協議の場」となってきた。

花しょうぶ通りにある寺子屋力石も、同様に「協議の場」である。空き家だった民家について商店街から「活用できないか」との話が彦根景観フォーラムに寄せられたことをきっかけに、華道教室や陶芸教室、歴史教室などが開かれるようになった。2008年に開設したものの2011年に火災に遭い、一時は使えなくなったものの、再興するために募金等を集めることで再建に至った。この過程で、人々が集い、町屋活用に向けた協議を行ったことから、寺子屋力石は「コモンズ<sup>59</sup>」となった。

②の資源や能力の確認については、具体的にいうとまちづくりの担い手たちが構築したネットワークのことを指す。こういう人的なつながり方は、目に見えないものなので、貴重な建物や文化財など可視化できるものに比べると、住民には意識されにくい。まちづくりには上記の人的ネットワークが不可欠であることを改めて確認したい。まちづくりの担い手はしばしば「人材不足」と叫ばれる場合がある。しかし、実際は地域に存在している。個人と個人のつながりだけでは人材が発見されにくいのであって、個人が組織化されないと資源になりにくく、同時に連携もしにくいのである。

他方で、能力についても触れる。木造である足軽屋敷群は密集していて路地も狭く、軽自動車ギリギリ通ることのできる幅であるため消防車が入るのは困難で、いったん火災が起きたとき大きな被害が生じると

思われた。そこで、地域住民はNPO法人彦根景観フォーラムの会員に建築家が多いことから、彼らの防災専門知識を貴重な能力として発見し、巧みに活用した。

③の役割分担については、辻番所をめぐる資金調達と管理のケースが指摘できる。市が公金900万円を支出して辻番所のある足軽屋敷を購入したのだが、このうち民間の集めた寄付金が役700万円含まれた。700万円では購入することができず、市民が市に全額を寄付することで、最終的に市は200万円を上積みして購入するという運びとなった。こうして資金調達面の官民の役割分担がみられた。さらに管理においては、市所有であっても市職員が常駐すると人件費がかかるため、地縁的組織である辻番所の会、会員や地域住民有志を土曜日曜と祝日に常駐させて自主管理を行っている。

④で指摘した課題解決のための組織化についても当てはまる。たとえば土地や建物を買い上げるトラスト運動に関わっていた個人たちが、辻番所の会に所属するようになった。彦根の歴史資源を特集したマップを発行していた個人に同好の人たちが合流して6人の集団となり、任意団体・まち遺産ネットひこねが発足するようになった事例がみられる。

以上から、彦根で展開される城下町づくりの取り組みは、筆者が本稿で想定したマルチパートナーシップに相当すると考える。

## 6-2 得られた示唆

本稿でいうマルチパートナーシップとは、行政、市民、NPO法人、事業者など多様なまちの構成者が、それぞれの役割分担を意識しながら、同じ方向性に向かって地域の課題に取り組むことである。従来のパートナーシップだけでは、行政と市民、あるいは行政とNPO法人など市民活動組織が1対1で2者間としてつながっているにとどまっていた。しかし現代社会の地域課題は多様であり、かつ広域化しているため利害関係者も数多く、関係先が広がっている。従来型の1対1の2者間パートナーシップでは対応できなくなる場合が目立ってきた。だからこそ、マルチパートナーシップが叫ばれているのである。

筆者が改めて痛感することは2つあった。1つには、

<sup>59</sup> コモンズ (Commons) は共有資源、またそれにかかわる管理や制度、人間関係までが定義に含まれる。日本では入会地が引き合いに出されることが多い。

個人の活動には限界があるということである。個人同士のつながりは、マルチパートナーシップ構築のための基礎段階である。マルチパートナーシップを構築する前には、個人それぞれの役割は何か、自分たちには何ができて何が出来ないのか、を把握する必要が生まれてくるからである。たとえば彦根景観フォーラムを事例に挙げてみる。同フォーラムは日仏景観会議を発端として設立したので、発足当初は、滋賀大学、滋賀県立大学、光泉大学の教員など建築的な学識を備えた研究者が比較的多く含まれていた。自身も彦根に住んでいたり、町屋を所有したりしているなど、共通の問題意識を抱える人々が集まっていた。また、花しょうぶ通りの町屋を改装した寺子屋力石での人々の出会いを通して、各自の役割分担を強く認識したのである。個人同士のつながりが組織化への発展したことで、個人は自らができることは何か、また果たすべき役割は何か、について自問自答することになる。

2 つには、人々には共通認識が欠かせないということである。辻番所の会の事例では、辻番所を備えた足軽屋敷の売却話が浮上したことから物語が始まった。自ら住む地区の特性や足軽屋敷の価値を再認識・再評価したことから人々が横のつながりを持つこととなった。足軽屋敷の問題は芹橋地区全体の問題にも目を向けることにつながり、改めて「芹橋地区というコミュニティは何か」という機運が強まり、同地区の現状と課題を浮き彫りにする動きにつながった。

### 6-3 風致の形成に向けて

本稿の主題は、歴史まちづくり法による城下町の風致形成がどうあるべきかについて問いかけるものである。上記のようなマルチパートナーシップのありようが風致形成の展開にどのように働くか、について考えることが求められている。

改めて繰り返すと、同法による歴史的風致とは、「歴史上価値の高い神社、寺院、城跡等、国民共有の文化的な資源およびその周辺の歴史的な資産およびその周辺の歴史的な建造物と、そこで営まれる工芸品の製造販売や祭礼行事など、地域の歴史・文化を反映しつつ、営まれることにより、形成される風情、情緒、たたずまいといった良好な環境」を指す。同法では、こうし

た風致の形成を重要視しつつ、所有者の高齢化・人口減少による担い手不足に対応していく必要がある、と定められている。

国土交通省が所管する景観法が 2004 年に制定された際、いかに建物の高さを規制するか、屋外広告を簡素化するか、など多くの規制策に取り組むこととなったが、結局のところ、それらがうまくいくかどうかは、地域の景観団体（自治体等）の問題であり、さらには地域の住民自身が規制に対して、法的な拘束力がなくてもよいので何かの自主的なルールを設け、その自らで定めたルールをいかに守っていくかに尽きるのである（自治体景観研究会 2009）。これについて、筆者も彦根で同じように感じるところがあり共感できる。

一方、国土交通省、文部科学省、農林水産省が共管して、2008 年に制定された歴史まちづくり法の場合においても、景観法と同じく地域の意志が左右する流れになっているが、より地域の取り組みや活動というものが成否を左右する制度となっている。景観法では規制という可視化された効果があるのに対し、歴史まちづくり法は風致形成への補助を行うため、効果は短期的に現れるものではないだろう。国土交通省 HP によると、2016 年 12 月現在で、同法に指定された都市は 59 あり、このうち城下町が 34 と全体の主流を占めるが、宿場町、門前町、港町など都市の成り立ちもさまざままで、求められる風致の形成も違ってくる。

風致を形成していくために、筆者はこれまでの記述から 3 つの要素があると考えている。1 つには、地域の人たちが自分たちの住む地域の歴史や文化、地域の価値等について理解を深めていくことが不可欠である。2 つには、上記のように所有者が仮に高齢化したとしても、支える仕組みが地域にあれば、風致を維持できる可能性が高まる。3 つには、担い手が不足しているのではなく、個人の動きだけでは行政が担い手を見つけ出すことが難しいという点である。個人の動きが組織化して団体等に発展するならば、行政も手を組みやすくなり、協働できる体制を組むことができる。

以上から、彦根の風致形成に取り組む担い手のつながりについて、筆者の考えは 3 つある。第 1 に、地縁的組織に所属する人が志縁的組織に所属しているなど、地縁的組織と志縁的組織の間で人材が共有されている

こと。第2に、市職員もまた志縁的組織に所属していること。第3に、地縁的組織・志縁的組織の両者が共通して使用できる活動拠点が存在していること、の3点である。以下、順に述べていく。

第1に、地縁的組織に所属する人が志縁的組織に所属しているなど、地縁的組織と志縁的組織の間で人材が共有されていることである。たとえば、渡邊弘俊の存在があげられる。彼は芹橋1丁目の自治会長を務める一方、同じく地縁的組織である辻番所の会の会長である。芹橋自治会通信「かわら版」の発行や情報をまとめるなど諸活動を引き受けている。そして元々は、同建物を買い上げようと試みたトラスト運動にも積極的に関わっていた。その流れから彦根景観フォーラムにも入会した人物である。彼を通じて、地縁的組織と志縁的組織がつながりや連絡が密になった。

たとえば、4章で取り上げた同市職員の鈴木達也は、彦根景観フォーラム会員のうえ、まち遺産ネットひこねのメンバーで運営やマップ製作の中心人物である。鈴木は彦根市出身ながら、県外の静岡大学教育学部に進学して一時は彦根を離れていた。大学卒業後、市職員となって戻って来た。その後、大正年間に建てられた洋館を譲り受け自宅とした。城下町の一角で職人町である七曲り地区に同洋館を移築して暮らしている。この結果、七曲りの町内会に入会し、側溝の掃除にも参加する。彼の場合は、志縁的組織から自治会という地縁的組織に加わった例である。今後、こうした人物が現れることで地縁的組織と志縁的組織の交流は一層進むとみられる。

第2には、市職員が志縁的組織に所属しているという点である。先述した鈴木以外に、市教委文化財課の深谷寛の例がある。深谷は文化財課の勤務が長く、辻番所のある足軽屋敷を買い上げるべく立ちあげたトラスト運動の始まりに市職員の立場で関与した。その後は、個人の立場で彦根景観フォーラムの会員にもなった。さらに花しょうぶ通り商店街の重要伝統建造物群保存地区の指定の際には、文化財課の立場から住民と一緒に指定に向けて働きかけた。合意を取り付けるため各民家を回り、選定のために中心となった人物である。すなわち、深谷は市職員の顔、そして志縁的組織の市民運動家の顔の2つを合わせ持つ人物であ

る。いつも緑色の作業服を着ており、文化財の現場を愛している様子であった<sup>60</sup>。

また、都市計画課の景観・まちなみ保全室の志萱昌貢の場合は、もともと市文化財課に勤務していて、歴史まちづくり法の施行とともに同室が設立された際に異動した。彼は辻番所で開催される市民向けのまちづくり懇話会には皆勤して<sup>61</sup>、地元住民の意見に耳を傾ける。かつての自宅は城下町の古民家で、現在はNPO法人ひこねデザインフォーラムに貸し出され、民宿に活用されているので、NPO法人会員ではないが、知り合いがNPO関係者に多く、市側と民間をつなぐ窓口的役割の1人である。

第3に、地縁的組織・志縁的組織の両者に共通して、使用できる活動拠点が存在している点である。花しょうぶ通り商店街には寺子屋力石が、芹橋二丁目には辻番所がある。いずれも地縁的組織、志縁的組織、そして行政関係者を問わず、多様な人々が集まって話し合う場がある。講演会を開く際に使用できる。彦根のコミュニティ活動が充実している訳はこのあたりにあると考えている。

しかし、彦根の事例がすべての風致形成のモデルになるとは限らないだろう。同じく最初に認定された石川県金沢市のように行政区が大きい都市では、いかに制度を運用していくかに主眼が置かれ、行政主導になってしまう傾向がある。あるいは、山口県萩市の場合は、NPO法人萩まちじゅう博物館だけが市民活動団体として取り上げられ、行政とNPOという2者の関係にとどまっていた。それぞれに都市の歴史や風土、事情が異なるので、風致形成のモデルは一概には言えない。本稿では、彦根の風致形成をめぐるマルチパートナーシップの実態について、担い手のつながり方や機能する要素について導き出すことができた。しかし、今回は1つの事例から結論を導き出したため、彦根以

<sup>60</sup>「深谷さんは親身になって話を聞いてくれるから」2016年11月19日の渡邊弘俊へのインタビューより。2016年11月19日に行われたまちづくり懇話会や、翌日の重伝建シンポジウムにおいても緑の作業着で現れた。辻番所の会会員や花しょうぶ通り商店街の人たちと接している様子から信頼されていることがうかがえた。

<sup>61</sup> 2016年11月13日の笠原啓史(彦根景観フォーラム理事)との会話にて。

外の認定都市におけるマルチパートナーシップのありようを探るまでに至らなかったことが本稿の課題である。特に、志縁の組織の要となるような専門性を持つ人材の有無が大きく影響してくるのではないかと考えられる。彦根には市内に大学が3つもある。大学という特性から、地域に出向き、懸け橋になる役割が求められており、教員や学生が地域との接点を持つと働きかけている。では、大学がない地域ではどうすればいいのか？ どのように専門性を備えた人材あるいは外部人材を介入していくべきなのか？ そういった点を踏まえて検証していくことが今後の課題となるだろう。

それでもなお、彦根の事例研究からは一定の示唆が得られたのではないかと考える。市民・NPO・行政といった多様な人々が対等に接することができ、互いにほどよい緊張関係を保ちながら、風致形成に向けて取り組むことが重要となる。

あとがき

本稿で触れたように、彦根市のまちづくりは江戸時代から伝わる町割りを現代に生かしつつ、観光客の誘致を成功させ、映画ロケの撮影も数多く、比較的順調に進んでいると思われる。しかし課題も山積している。たとえば、ユネスコの世界遺産指定については地元の悲願となっているものの、姫路城が先に登録されたことで同じ近世の城郭だけに差別化が難しい。今回の調査で出会った行政や民間関係者は口をそろえて世界遺産登録に向けての希望を語っていた。

しかし実のところ、筆者は世界遺産に登録されるかどうかということよりも、彦根で暮らす人々は行政職員であれNPOであれ、一様に彦根の城下町のことを同じ土俵で考えている現状こそ、誇りに思うべきだと受け止めている。すなわち、立場は違っても、「城下町の保存と活用」というテーマで人々がつながっている、という点に大いに魅力を感じたのだった。筆者はこれまで、「まちづくり」という言葉は体の良い聞こえがしてならないと常々感じてきた。その言葉はともすれば実態を伴っていないように聞こえてしまうからなのかもしれないと、論文を執筆した今、改めて振り返っている。地域コミュニティづくりや人々のネットワークづくりが現代社会に欠かせないという指摘が多

くなされているが、それでは具体的にはどのような形態があるのか？ どのように人が結びついているのだろうか？ と学部生時代からずっと考えていた。

本稿は城下町の風致を主題としているが、実際には具体的な「まちづくり」として、地域の担い手たちがどのようにつながっているのか、あるいはどのような担い手がいるのか、という点について明らかにしたかったのだった。幸いにも、地元の市職員、NPO関係者らの多大の協力を得て、いくつかの実証を果たすことができた。

修士論文である本稿の2年前に提出した学部の卒業論文は「石川県・片野鴨池をめぐるガバナンス」という題目だった。ため池という公共空間はどのように管理されているのか？ どのようなアクターが関係しているのかについて調べていく中で、行政だけでなく多様な民間団体や人々が関与しているのだと気づき、ガバナンス（統治）のありようを解明するに至った。

大学院に進学後は、学部卒業論文を発展させた形として水辺空間の活用や官民協働による管理などをテーマにしようと考えていた。しかし、彦根に足を運ぶにつれ、彦根に住む人々がいかに歴史や文化について知ろうとしているか、自分のルーツは何であるかに向き合おうとしている姿勢を感じる機会が多かった。ゲートウェイ人材である市職員でまち遺産ネットひこね所属の鈴木達也氏をはじめとして、出会った人々の地元に対する思いや熱情に接していくうちに、彼らの取り組みに引き込まれていくようになった。彦根を題材とした水辺空間の研究、たとえば彦根城の堀の水面管理についてなども検討したが、こうして現在の研究を進めることに落ち着いたわけである。とはいえ、彦根城の堀も風致形成につながるため、堀という水辺空間の管理のありようについては現在も関心がある。これからも彦根を訪ねて、城下町らしい風致の形成に挑む市民たちの姿を見つめていきたい。

謝辞

修士論文を執筆するにあたり、多くの方々からご指導・ご協力を賜りました。彦根のまちを案内してくださったまち遺産ネットひこねの鈴木達也様、メンバーの皆様方に深く感謝致します。ヒアリングへの協力、

資料を提供して下さった彦根辻番所の会・渡辺弘俊様、会員の皆様にもご協力いただきました。彦根景観フォーラム理事の堀部栄次様、笠原啓史様にも貴重なご意見をいただきました。そのほか彦根滞在時における宿泊先の民宿や飲食店など、出会った数々の方によくしていただきました。心より感謝申し上げます。

執筆にあたり、主指導の松本茂章先生には学部生の頃から次々とテーマを変えてしまい、本当にご心配をおかけしました。それでも辛抱強く、時には厳しく支えて下さったこと、本当に感謝しております。

また、副指導の根本敏行先生の急逝に際して、これまでの成果をお見せできなかったことが心残りとなってしまいました。心からご冥福お祈りいたします。

その他、互いに励まし合いながら院生室とともに過ごした M2 院生の皆さん、そして松本研究室の院生や学部生の皆さんにも多大なるご支援を頂きました。本当にありがとうございました。こうして振り返ってみると大学院生活の 2 年間、本当に多くの方に支えられてきたのだと改めて感じました。お世話になったすべての方々に、この場を借りて感謝申し上げます。

## 参考文献

### (1) 書籍・雑誌・論文等

阿部貴弘,北河大次郎,脇坂隆一(2011)「歴史的風致維持向上計画にみる歴史まちづくりの現状と土木史研究に期待される役割」『土木学会論文集 D2』第 67 巻,土木学会, pp.49-63.

依藤光代,松浦暢彦,澤田廉路(2011)「地方都市の商店街活性化におけるまちづくりの担い手の継承とその要因に関する研究—水木しげるロードをケーススタディとして—」『日本都市計画学会論文集』第 46 巻第 3 号,一般社団法人日本建築学会,pp. 487-492.

稲垣達也,松浦健治郎,浦山益郎(2013)「彦根市『四番街スクエア』・『夢京橋キャッスルロード』における住商共存・まちなみ形成型再整備に関する研究」『日本建築学会東海支部研究報告書』第 51 号,一般社団法人日本建築学会,pp.633-636.

柿原芳章,村上佳代,西山徳明(2009)「歴史文化基本構想及び歴史まちづくり法と萩まちじゅう博物館構想の比較分析—それらの特徴と関係性について」『日本建築学会

九州支部報告』第 48 号,一般社団法人日本建築学会,pp.393-396.

桑野正則(1995)「彦根市本町地区の町並み再生について」『環境システム研究』第 23 号,土木学会環境システム委員会,pp.451-455.

国土交通省都市・地域整備局,公園緑地・景観課,景観・歴史文化環境整備室監修(2011)『歴史まちづくり法ハンドブック』ぎょうせい.

国土交通省都市局公園緑地・景観課(2014)『歴史まちづくり法に基づく 5 年間の取り組み成果』国土交通省.

小杉共弘(2009)「地域振興に果たす新しい組織形態の取り組みについて」『滋賀大学産業共同センター報』第 8 号,滋賀大学産業共同研究センター,pp.59-61.

櫻井常矢「NPO 活動における市民参加」原田寛明監修,佐藤徹編(2006)『地域政策と市民参加「市民参加への多面的アプローチ」』ぎょうせい,pp.66-85.

佐藤満,野田智彦,小泉慶太,管生翔太(2013)「中心市街地活性化への取り組みについての比較」『政策科学』第 20 巻,第 2 号,立命館大学,pp.153-154.

自治体景観政策研究会編者(2009)『景観まちづくり最前線』学芸出版社.

白石克孝,新川達郎編者(2008)『参加と協働の地域公共政策開発システム』日本評論社.

中田実(2016)「町内会・自治会の特質と現代的課題」『住民と自治』,2016 年 1 月号,自治体問題研究所

新川達郎(2008)「公共性概念の再構築とローカルガバナンス」『参加と協働の地域公共政策開発システム』日本評論社,pp.3-52.

新川達郎(2012)「環境ガバナンスの変化に関する実証的研究—『滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正化に関する条例』2011 年改正を事例として—」『社会科学』第 42 巻第 1 号,同志社大学人文科学研究所.

新川達郎(2015)「地域の課題を誰が担うのか—担い手の多様化と協働の思潮の中で」『都市問題』第 106 巻第 5 号,東京市政調査会,pp.4-10.

二十軒起夫(2009)「歴史的町並みを活かしたまちづくりにおける市民活動の多様な取り組みと地方自治体の役割についての事例比較研究—奈良町と今井町に学ぶ—」『龍谷大学大学院法学研究』第 11 巻,龍谷大学,pp.157-177.

西村幸夫(1997)『町並みまちづくり物語』古今書院.

西村幸夫(2000)『都市論ノート—景観・まちづくり・都市デザイン』鹿島出版会.

林直孝,浅野聡(2010)「歴史まちづくり法にもとづく歴史的風致維持向上計画の現状と課題に関する研究」『日本建築学会学術講演梗概集学術講演梗概集 F-1, 都市計画, 建築経済・住宅問題』一般社団法人日本建築学会,pp.741-742.

彦根市史編集委員会編(2011)『新修 彦根市史 第10巻景観編』彦根市.

舟引敏明(2008)「歴史まちづくり法について 古都保存行政の理念の全国展開」『季刊 まちづくり』第21号,学芸出版社,p.95.

山崎一眞(2009)「地方歴史都市におけるエコミュージアムの形成に関する研究—連携による彦根でのまちづくり実践記録—」『滋賀大学経済学部研究年報』第16号,滋賀大学経済学部,pp.73-100.

脇坂圭一,窪田亜矢(2010)「歴史遺産マネジメントへ向けたまちづくり市民活動団体の意義とその成立条件—宮城県多賀城市・NPO ゲートシティ多賀城のケーススタディ」『日本建築学会大会学術講演梗概集』,一般社団法人日本建築学会,pp.239-240.

### (2) パンフレット等

NPO 法人彦根景観フォーラム広報部会「彦根まちづくり情報誌 きらっと彦根」第1-33号,2005-2013

NPO 法人彦根景観フォーラム「平成25年度事業報告書」  
「芹橋二丁目かわら版44号」芹橋2連合自治会,2016年8月15日

「芹橋二丁目かわら版45号」芹橋2連合自治会,2016年10月12日

「芹橋二丁目かわら版46号」芹橋2連合自治会,2016年11月5日

「芹橋二丁目まち未来物語～まちづくり憲章提案～」芹橋二丁目まちづくり懇話会、彦根歴史的風致活用実行委員会,2016

「平成27年度彦根辻番所の会活動報告2」芹町二丁目まちづくり懇話会編,2016

「平成27年度彦根辻番所の会活動報告1(平成27年4月～平成28年3月)」

### (3) WEB サイト

国土交通省 HP「歴史的風致維持向上計画認定状況について」

[http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html) (閲覧日 2016年12月25日)

彦根市 HP「彦根市歴史的風致維持向上計画」

<http://www.city.hikone.shiga.jp/0000005914.html> (閲覧日 2016年12月25日)

彦根商店街連盟 HP

<http://www.hikone-kiina.jp/member/hanashobu/> (閲覧日 2016年12月26日)

文化庁 HP「「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」について」

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/bunkazai/rekishifuchi/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/) (閲覧日 2016年12月25日)

NPO 法人彦根景観フォーラム HP

<http://hikone-keikan.seesaa.net/> (閲覧日 2016年12月25日)

図表

表 1：歴史的風致維持向上計画認定都市の一覧（2016年12月時点）

番号	都道府県	市町村名	計画の名称	認定日
1	石川県	金沢市	金沢市歴史的風致維持向上計画	2009年1月19日
2	岐阜県	高山市	高山市歴史的風致維持向上計画	
3	滋賀県	彦根市	彦根市歴史的風致維持向上計画	
4	山口県	萩市	萩市歴史的風致維持向上計画	
5	三重県	亀山市	亀山市歴史的風致維持向上計画	
6	愛知県	犬山市	犬山市歴史的風致維持向上計画	2009年3月11日
7	長野県	下諏訪市	下諏訪市歴史的風致維持向上計画	
8	高知県	佐川市	佐川市歴史的風致維持向上計画	
9	熊本県	山鹿市	山鹿市歴史的風致維持向上計画	
10	茨城県	桜川市	桜川市歴史的風致維持向上計画	2009年7月22日
11	岡山県	津山市	津山市歴史的風致維持向上計画	
12	京都府	京都市	京都市歴史的風致維持向上計画	2009年11月19日
13	茨城県	水戸市	水戸市歴史的風致維持向上計画	2010年2月4日
14	滋賀県	長浜市	長浜市歴史的風致維持向上計画	
15	青森県	弘前市	弘前市歴史的風致維持向上計画	
16	群馬県	甘楽市	甘楽市歴史的風致維持向上計画	2010年3月30日
17	岡山県	高梁市	高梁市歴史的風致維持向上計画	2010年11月22日
18	福岡県	太宰府市	太宰府市歴史的風致維持向上計画	
19	徳島県	三好市	三好市歴史的風致維持向上計画	
20	福島県	白河市	白河市歴史的風致維持向上計画	2011年2月23日
21	島根県	松江市	松江市歴史的風致維持向上計画	
22	岐阜県	恵那市	恵那市歴史的風致維持向上計画	
23	富山県	高岡市	高岡市歴史的風致維持向上計画	2011年6月8日
24	神奈川県	小田原市	小田原市歴史的風致維持向上計画	
25	長野県	松本市	松本市歴史的風致維持向上計画	
26	埼玉県	川越市	川越市歴史的風致維持向上計画	

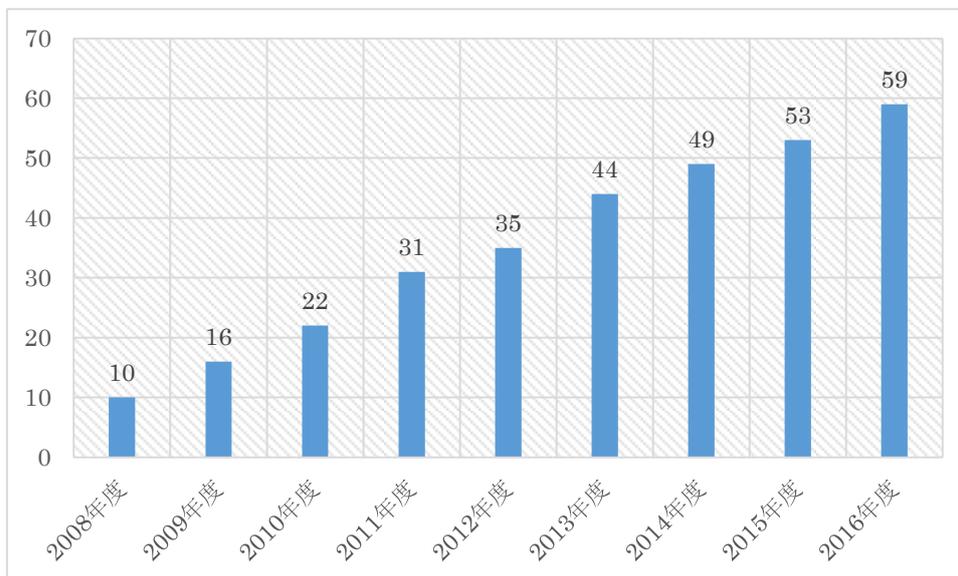
27	宮城県	多賀城市	多賀城市歴史の風致維持向上計画	2011年12月6日
28	京都府	宇治市	宇治市歴史の風致維持向上計画	2012年3月5日
29	愛媛県	大洲市	大洲市歴史の風致維持向上計画	
30	岐阜県	美濃市	美濃市歴史の風致維持向上計画	
31	佐賀県	佐賀市	佐賀市歴史の風致維持向上計画	
32	広島県	尾道市	尾道市歴史の風致維持向上計画	2012年6月6日
33	広島県	竹原市	竹原市歴史の風致維持向上計画	
34	三重県	明和市	明和市歴史の風致維持向上計画	
35	長野県	東御市	東御市歴史の風致維持向上計画	
36	岐阜県	岐阜市	岐阜市歴史の風致維持向上計画	2013年4月11日
37	長野県	長野市	長野市歴史の風致維持向上計画	
38	島根県	津和野市	津和野市歴史の風致維持向上計画	
39	大阪府	堺市	堺市歴史の風致維持向上計画	2013年11月22日
40	山形県	鶴岡市	鶴岡市歴史の風致維持向上計画	
41	宮崎県	日南市	日南市歴史の風致維持向上計画	
42	岐阜県	郡上市	郡上市歴史の風致維持向上計画	2014年2月14日
43	愛知県	名古屋市	名古屋市歴史の風致維持向上計画	
44	奈良県	斑鳩町	斑鳩町歴史の風致維持向上計画	
45	大分県	竹田市	竹田市歴史の風致維持向上計画	2014年6月23日
46	福岡県	添田市	添田市歴史の風致維持向上計画	
47	京都府	向日市	向日市歴史の風致維持向上計画	2015年2月23日
48	福島県	国見市	国見氏歴史の風致維持向上計画	
49	奈良県	奈良市	奈良市歴史の風致維持向上計画	
50	神奈川県	鎌倉市	鎌倉市歴史の風致維持向上計画	2016年1月25日
51	福島県	磐梯町	磐梯町歴史の風致維持向上計画	
52	福島県	桑折町	桑折町歴史の風致維持向上計画	2016年3月28日
53	和歌山県	湯浅町	湯浅町歴史の風致維持向上計画	
54	三重県	伊賀市	伊賀市歴史の風致維持向上計画	2016年5月19日
55	長野県	千曲市	千曲市歴史の風致維持向上計画	

56	愛知県	岡崎市	岡崎市歴史的風致維持向上計画	2016年10月3日
57	新潟県	村上市	村上市歴史的風致維持向上計画	
58	和歌山県	広川町	広川町歴史的風致維持向上計画	
59	静岡県	三島市	三島市歴史的風致維持向上計画	

(国土交通省 HP「歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果」を参考に筆者作成)

[http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html) (閲覧日 2016年12月25日)

図1：年度別認定都市数の推移



(国土交通省 HP「歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果」を参考に筆者作成)

<http://www.mlit.go.jp/common/001035433.pdf> (閲覧日 2016年12月25日)

図 2：善利組足軽屋敷と花しょうぶ通りの位置

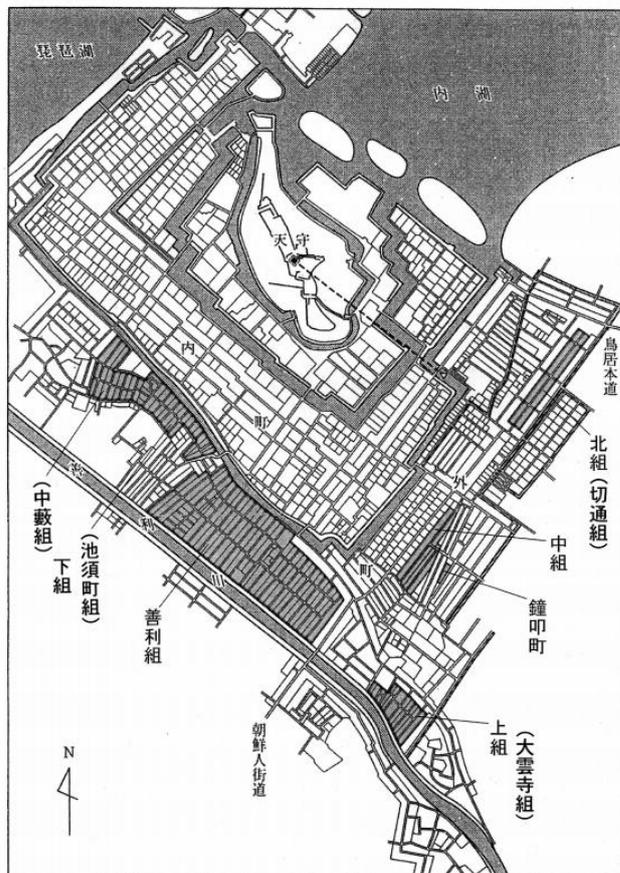


(彦根市 HP「彦根市歴史的風致維持向上計画」をもとに筆者加筆)

<http://www.city.hikone.shiga.jp/cmsfiles/contents/0000005/5914/Rekishifuchi-07.pdf>

(閲覧日 2016 年 12 月 25 日)

図 3：彦根城下の足軽組屋敷の配置



(彦根市 HP「彦根市歴史的風致維持向上計画」より引用)

<http://www.city.hikone.shiga.jp/cmsfiles/contents/0000005/5914/Rekishifuchi-02.pdf> (閲覧日

2016年12月25日)

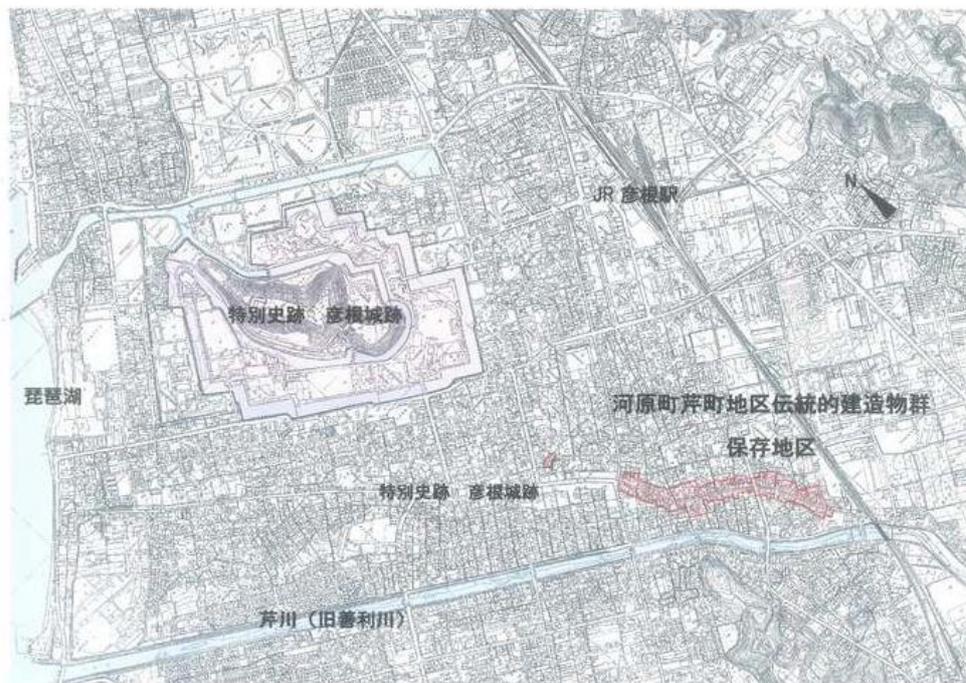
表 2：市指定文化財の足軽屋敷の一覧

登録年月日	名称	所有者	組
2004年2月23日	太田家住宅	個人	善利組
2007年1月25日	中居家住宅	個人	
2009年2月13日	旧磯島家住宅・辻番所	彦根市	
2009年2月13日	林家住宅	個人	
2010年3月16日	服部家住宅	個人	
2011年3月9日	吉居家住宅	個人	
2013年2月28日	北川家住宅	個人	中藪組
2012年3月6日	瀧谷家住宅	個人	
2013年2月28日	椿居家住宅	個人	善利組
2014年3月17日	村山家住宅	個人	

(彦根市 HP「彦根市の指定文化財一覧表」をもとに筆者作成)

<http://www.city.hikone.shiga.jp/0000003477.html> (閲覧日 2016年12月25日)

図 4：花しょうぶ通りの位置



(彦根市 HP「重要伝統的建造物群保存地区の選定について」より引用)

<http://www.city.hikone.shiga.jp/0000008845.html> (閲覧日 2016 年 12 月 25 日)

表 3：花しょうぶ通り商店街にある登録有形文化財の一覧

登録年月日	名称	建築年	所有者
2011 年 10 月 28 日	高崎家住宅主屋 (旧川原町郵便局舎)	1934 年 (昭和 9)	個人
2011 年 10 月 28 日	宇水理髪館店舗	1936 年 (昭和 11)	個人
2011 年 10 月 28 日	滋賀中央信用金庫銀座支店店舗	1919 年 (昭和 7)	個人
2013 年 6 月 21 日	旧石橋家住宅	明治時代後期	彦根市
2013 年 6 月 21 日	森家住宅主屋	江戸時代後期	個人

(彦根市教育委員会文化財部文化財課「重要伝統建造物群保存地区 彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区」説明書をもとに筆者作成)

図 5：芹橋地区に設けた防災空き地と写真右端に移る辻番所



(2016年11月19日筆者撮影)